

# 『アル＝シャーフィイー師の道（学派）に則って 宗教学を初めて学ぶ者の悦び』訳注（2）

中田 考

## 第2部：宗教儀礼編

宗教の基礎 (*uṣūl al-dīn*) は4つ、即ちクルアーン、スンナ、正当なイジュマーウ（コンセンサス）とキヤース（類推）である<sup>(58)</sup>。そしてこの4つに反することはビドア（異端）であり、ビドアを行う者は忌避と行動制限 (*zajr*) が必要な「異端者」である<sup>(59)</sup>。シャリーアの作法を知り、行い、守り、義人と共にいる者の信条こそが望ましい。

憑かれた者 (*majāzīb*) のように、「理性を奪われた (*maslūb*) 者」、あるいは「(理性を) 乗っ取られた者 (*maghlūb ‘alai-hi*)」については、彼らに生じたアッラーフの命に反するように見えることは、シャリーアの諸規範 (*qawānīn*) を守るために拒絶しなくてはならないが、我々は彼らを放任 (*nusallimu*) し、彼らの事はアッラーフに委ねる<sup>(60)</sup>。

シャリーアの判定 (*ḥukm*) は「義務 (*wājib*)」、「推奨 (*mandūb*)」、「禁止 (*ḥarām*)」、「自肅 (*makrūh*)」、「合法 (*mubāḥ*)」、の5種である。

「義務（行為）」とは、それを行うことで報酬を得、それを行わないことで罰を受ける行為であり、*wājib*, *fard*, *muḥattam*, *lāzim* はいずれも同義である<sup>(61)</sup>。

「義務」は「個別義務」と「連帶義務」に別れるが、個別義務とは礼拝や喜

捨のように、全ての行為能力者が個別に行う必要があることであり、ある人がそれを行ったからといって他の人がそれを免じられることはない。一方連帯義務は（挨拶への）答礼や葬儀のように、誰かがそれを行えば、残りの者はそれを免じられる<sup>(62)</sup>。

「推奨（行為）」とは、毎月の3日間の斎戒のように、それを行うことで報酬を得、それを行わなくとも罰されることはない行為である。sunna, mustahabb, fadīla, muraghhab fi-hi も全て同義である<sup>(63)</sup>。

「禁止（行為）」とは、姦淫、利子（取得、支払）、飲酒のように、それを行わないことで報酬を得、それを行うことで罰される行為である<sup>(64)</sup>。

「自肅（行為）」とは、金曜だけの斎戒のように、それを行わないことで報酬を得るが、それを行っても罰されることはない行為である<sup>(65)</sup>。

「合法（行為）」とは、それを行っても報酬を得ず、それを行わなくとも罰されることはない行為である<sup>(66)</sup>。但し「合法（行為）」も、食事ひとつをとっても、アッラーフへの奉仕により一層励むために（のみ）行う、といったように、正しいニーヤ（意図）を以て行うことによってアッラーフへの服従の一形態となる。

### [[浄化の書]]

ウドゥーウ（洗浄）であれ、沐浴であれ<sup>(67)</sup>、汚物（najāsa）を落すことであれ、「真水（mā’ mutlaq）」で（行うので）なければ有効とはならない。「真水」とは、どんな状態（ṣifa）であれ空から降ってきた水など（雨、霧、雪）、地から湧いた水である<sup>(68)</sup>。

（浄化を）必要とすることのために使用済の少量の水では淨めはできない。例えば最初に顔を洗ったときのように<sup>(69)</sup>。またサフランや酢など、本来混入するはずのないものが大量に入つて変質した水でも淨めは出来ない<sup>(70)</sup>。また2クッラ以下の水量の場合、汚物の入つた汚れた水でも淨めは出来ない<sup>(71)</sup>。

2 クッラとはエジプト・ラトルに換算すると、446と7分の3 ラトルとなる<sup>(72)</sup>。

そして汚物とは、血、膿、酒、2つの穴（肛門、尿道口）から出たもので精液と空気を除くもの、（人間の）母乳以外の食べられない動物の乳、魚とイナゴと人間以外の死体、犬、豚とその精液と身体各部位である。また食用動物の髪、毛、羽毛を除き、生きた動物から切取られたものは、死体と同様に見做される<sup>(73)</sup>。酒は酢となることによって、容器ともどもそれ自体淨められる<sup>(74)</sup>。犬と豚以外の死体の皮は、なめすことによって淨められる。犬と豚の汚れによって汚れたものは、7回洗われなければならないが、そのうちの1回は浄化用の（tahūr）砂によるべきである<sup>(75)</sup>。それ以外の汚れによって汚れたものは、（完全な除去が）困難な場合を除き、その汚れの痕跡が消えるまで洗えばよく、1回で痕跡が消えるならそれで十分なのであるが<sup>(76)</sup>、3回洗うならより良い<sup>(77)</sup>。母乳だけで育った2歳以下の乳児の尿に関しては、そのかかった場所全体に水を振りかけるだけで足りる<sup>(78)</sup>。血が流れていない死体（の浮かんだ水）は、（故意に）投げ入れられたのか（水が）変質していない限り（許され）、また通常の視力で確認できない少量なら、濃厚な血、膿、汚物も許される<sup>(79)</sup>。

#### （トイレの始末）

2つの穴（肛門、尿道口）のいずれかから出た汚れた汚物は全て水で洗うか、（以下の）条件の下では石や古紙のような無価値で捨てられた清浄な固体物で3回拭わなくてはならない。（その条件とは）即ち（1）大便の場合は（汚れが）尻の割目を越えず、（2）小便の場合（汚れが）亀頭を超えず、（3）排泄物が乾いていないことである。

石や古紙のような無価値で捨てられた清浄な固体物で3回拭わなくてはならない。水があったとしても石を使うことも許されるが、両方共に用いるのがより良い<sup>(80)</sup>。

トイレのような専用の場所以外では、3ズィラーウ<sup>(81)</sup>以内の距離に遮蔽物がない限り、砂漠であれ屋内であれキブラの方角を向くか、あるいはそれ

に背を向けて大小便をしてはならない<sup>(82)</sup>。

また以下のことは推奨行為となる<sup>(83)</sup>。

溜り水、木の下、陰、穴に放尿しないこと。人から遠ざかること。左足から入り右足から出ること。沈黙し、無駄話をしないこと。右手で陰茎に触れないこと。必要がない限り、秘所、排泄物を見ないこと。入る前に「アッラーフの御名によりて。アッラーフよ、私は醜惡なものと諸々の悪からの守護をあなたに希います。」と唱え、出る時には「あなたの御赦しを（3回）。私から悪いものを取り除き、癒し給うたアッラーフに讚えあれ」と唱えること。

（ウドゥーウ）

その（ウドゥーウ＝洗浄の）条件（は以下の通り）<sup>(84)</sup>。

イスラーム。物心。水が真水であること。水が洗うべき場所に達するのを妨げる臓や、汚物などのものが（体に付着してい）ないこと。水が身体各部位（‘udw）の上を流れること。洗浄中に陰茎に触るなどの（ウドゥーウを）失効させる事項が無いこと。顔と頭の一部と頸の下、手と上腕の一部を洗う、十分と言えるだけの洗浄。但し失尿症などの場合には、これらに加えて（以下のものが条件となる）（礼拝の）定刻に入っていること。トイレの始末（istinjā'）を先に行うこと。（ウドゥーウと礼拝を）続けて行うこと。

その（ウドゥーウの）義務（は以下の通り）<sup>(85)</sup>。

洗顔に際して（ウドゥーウを行うとの）ニーヤ（意図）を持つこと。洗顔。顔とは縦には概ね頭髪の生え際から頬髪の先まで、横には両耳の間（の部分を意味する）。顔に生える毛は表面から内側まで総てを洗わねばならない。但し男性の濃い頬髪、頬髪は別で表面のみ（を洗うこと）で足りる。手首まで手を洗うこと。頭の一部を撫でること。足首まで足を洗うこと。（ウドゥーウを右の）順に行うこと。

その（ウドゥーウの）スンナ（は以下の通り）<sup>(86)</sup>。

歯磨。唱名（「慈悲遍く仁愛厚きアッラーフの御名において」と唱えること）。

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

またそれと同時に、それがスンナであるとのニーヤ（意図）をもって両手を洗うこと。口を嗽ぐこと。鼻を嗽ぐこと。頭の全体を撫でること。新たに水を掬って耳の内外を撫でること。指の間と濃い顎鬚を指で梳くこと。水で洗い、撫でる時に右を先に行うこと。（右の動作を）3回ずつ行うこと。（右の動作を）続けて行うこと。顔、腕、足を洗うとき、義務である範囲を越えて額、上腕、腿まで洗うこと。強く擦ること。

洗浄に於ける自肅行為（は以下の通り）<sup>(87)</sup>。

水の浪費。確信をもって（各動作を）3回以上行うこと。必要な理由なく、身体各部を洗うのに他人の手を借りること。右から行わないこと。

ウドゥーウ（洗浄）の失効事項（は以下の通り）<sup>(88)</sup>。

精液以外<sup>(89)</sup>の前後の孔（肛門、尿道口）から出たもの。酩酊、発狂、失神、座っての居眠り以外の睡眠による意識喪失。（互いに結婚の許されない）親族（mahram）を除き、男女の肌が通常劣情を催す程度に直接触れること。肛門の周辺部を含む人間の秘所に掌で触れること。

（靴下の撫で拭き）

居住者であれば1昼夜、旅行者なら3日の間に限り、清浄な状態で、（ウドゥーウを行うことが）義務である場所を覆う防水性で履いて歩ける靴下を（ずっと脱がずに）履いていた者は、ウドゥーウで両足を洗う代わりにその靴下の上を撫で（て済ませ）ることが許される。（ウドゥーウで洗うことが）義務の場所を「撫でた」と言えるためには、靴下の上表面（を撫でる）だけで足りるが、スンナはその上下を撫でること、直線的に行うことである<sup>(90)</sup>。

（靴下を）脱ぐこと、（上記の）期間の満了、沐浴をする事項（後述）により、それ（靴下を撫でて水洗の代りとすることの許可）は失効する。ウドゥーウの有効な状態で、（靴下を撫でて水洗の代りとすることの許可だけが）失効した時には、その両足の水洗（だけ）が必要となる<sup>(91)</sup>。

（沐浴）

それ（沐浴）を要する事項（は以下の通り）<sup>(92)</sup>。

たとえ動物のものであったとしても、またたとえ射精をしなくても、陰茎あるいはその欠損者の場合はその一部の、女陰あるいは肛門への挿入。夢精であれ、精液の放出。殉教者以外のムスリムの死<sup>(93)</sup>。月経。悪露（nafās）。出産。それはたとえ液体の流出がない場合でも。

その（沐浴の）条件はウドゥーブ（洗浄）の条件と同じである<sup>(94)</sup>。

その（沐浴の）義務は2つ<sup>(95)</sup>。

第一に「大汚の解消のニーヤ（意図）を持ちます」と身体を最初に洗うときには、といった形でのニーヤ。ついで全身の表面と髪は内側まで満遍なく水をかけること。

その（沐浴の）スンナ（は以下の通り）<sup>(96)</sup>。

汚れを落すこと。唱名。口を漱ぐこと。鼻を漱ぐこと。強く擦ること。（各動作を）続けて行うこと。体の上部から始めること。左より右を先にすること。（各動作を）3回行うこと。

（タヤンムム）

その（タヤンムム=砂による淨めの）要因は（以下の）3つの事柄である<sup>(97)</sup>。

（1）水の欠如。（2）病気などにより、水を使うと害の及ぶ危険。（3）本人の飲用、あるいは価値ある動物の飲用のための（水の）必要。

その（タヤンムムの）条件は（以下の）4つ<sup>(98)</sup>。

（1）身体についた汚物を落すこと。（2）タヤンムム（砂による淨め）を行う目的となる儀礼（礼拝）の定刻に入っていること。（3）砂埃のついた淨化のための（tahūr）砂。（4）水の欠如によってタヤンムムを行う者については、礼拝の定刻に入った後で水を搜すこと。

その（タヤンムムの）義務は（以下の）5つ<sup>(99)</sup>。

（1）撫るべき身体部位に砂を運ぶこと。（2）礼拝の義務行為を可能とすることを意図する、といったようなニーヤ（意図）。但しそれ（ニーヤを持

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

つこと)は砂を掬いあげ、顔の一部を撫でることと同時でなくてはならない。

(3) 大汚の状態下であれ、小汚の状態下であれ<sup>(100)</sup>、一回は顔、一回は手の為に2回砂を叩いて、顔を撫でること。(4) 肘まで両手を撫でること。(5) 顔を撫でて、その後で手を撫でるという順番を守ること。

その(タヤンムムの)スンナ(以下の通り)<sup>(101)</sup>。

歯磨<sup>(102)</sup>。唱名。右から行うこと。一回目に(砂を)叩くとき、指輪を取ること——但し2回目には義務となる——。砂を少なめにすること。(砂を)叩くとき指を広げること。(各動作)を続けて行うことである。

その(タヤンムムの)失効事項(は以下の通り)<sup>(103)</sup>。

汚れ。背教——アッラーフよ守り給え——。水の見付からなかった者が礼拝開始前に水を見付けた場合のようだ、(ウドゥーウや沐浴を行う)障害の消滅。

タヤンムムでは義務の礼拝は一回しか行わない。但し随意の礼拝なら望むままに(何度も行って構わない)<sup>(104)</sup>。寒いからといって、あるいは水が通常ありそうな場所で、水が切れたからといってタヤンムムで済ませた者は、その礼拝をやり直さねばならない<sup>(105)</sup>。

### (副木)

副木(包帯)をしている者は、その副木を撫でてタヤンムムを行う。清浄な状態でつけたにせよ、汚れた状態でつけたにせよ、副木が患部とタヤンムム(によって清めるべきところ)の身体部位(顔、手)以外にかかっており、健全な部分に全くかかっていない場合には(礼拝を)やり直す必要はない。あるいは清浄な状態でつけ、健全な部分にも一部かかっていても同様である。一方、汚れの状態でつけたか(健全な部分につけている副木が)タヤンムムの場所にかかっている場合にはやり直さなければならない<sup>(106)</sup>。

### (月経)

月経とは、健康な女性の女陰から病因なしに出た血である。

その最低年齢はおよそ9歳であり、最短期間は1昼夜、最長期間は15日で

あり、平均は6、7日である。最短期間以下、あるいは最長期間以上の出血は病血(dam fasād)である。2回の月経の間の清浄期間は最短の場合で15日であり、上限はない<sup>(107)</sup>。

悪露とは、出産後に女陰から出る血で、最短期間は1瞬であるが、通常は40日であり、最長は60日であり、それを超えるものは病血である<sup>(108)</sup>。

妊娠の最短期間は6か月と2瞬間(lahzatān)であり<sup>(109)</sup>、最長は4年であるが、平均は9か月である<sup>(110)</sup>。

小汚によって、(1) 礼拝、(2) 周回礼(tawāf)(後述)、(3) クルアーンに触れること、(4) それ(クルアーン)を運ぶことが禁じられる<sup>(111)</sup>。

大汚によっては、この4つに加え、それだけを意図してのクルアーンの朗唱<sup>(112)</sup>、マスジドでの長居が禁じられる<sup>(113)</sup>。

月経と悪露では、この6つに加え、(出血終了後も)沐浴をするまでは、臍と膝までの間の部分を使った交接が禁じられ、また(月経と悪露が)終了するまでの間は、斎戒と離婚が禁じられる<sup>(114)</sup>。月経と悪露の者は(その間の)斎戒は後で行わねばならないが、礼拝は(後で行う)必要はない<sup>(115)</sup>。

### [[礼拝の書]]

アッラーフはこのウンマに毎日5回の礼拝を課された<sup>(116)</sup>。物心のついた息子、娘の保護者は子供が7歳に達したら礼拝をするよう命じ礼拝の諸規定を教えなくてはならず、10歳を超えて礼拝を怠るようなら、打擲しなくてはならない<sup>(117)</sup>。怠慢から礼拝を怠る者は悔い改めない限り、為政者はこれを処刑しなくてはならない<sup>(118)</sup>。また(礼拝を怠るのみならず)礼拝が義務であることを否定する者は、不信仰に陥ったことになり、それゆえ他の背教者と同様に処刑されねばならず、葬礼も行わずムスリムの墓地に埋葬されることもない<sup>(119)</sup>。誰もが成人すると同時に、全ての義務を行い、全ての神に背く行為(ma'siya)を慎むことを決意しなくてはならないのである<sup>(120)</sup>。

礼拝の義務の条件は（以下の）6つ<sup>(121)</sup>。

イスラーム。成人。判断力。月経、悪露がないこと。聴力か、視力であれ正常な感覚（を有すること）。宣教の到達。

またそれは定刻がきて初めて義務となる。各々の礼拝には、定刻がある。

ズフル（昼の礼拝）の定刻は、太陽が傾き始めてから、全ての陰の長さが本体と同じになるまで。但し南中時の陰を除く<sup>(122)</sup>。

アスル（午後の礼拝）の定刻は、陰が本体より長くなつてから日没まで<sup>(123)</sup>。

マグリブ（日没の礼拝）の定刻は、太陽が沈みきつてから赤色の残照が消えるまで<sup>(124)</sup>。

イシャーブ（夜の礼拝）の定刻は、赤色の残照が消えてから真の黎明（al=fajr al=sâdiq）が兆すまで<sup>(125)</sup>。

スブフ（夜明け前）の礼拝の時間は、真の黎明が兆してから太陽の一部が現れるまで<sup>(126)</sup>。

最も良いのは、定刻の初めに早めに礼拝を行うことであるが<sup>(127)</sup>、定刻の初めより遅らせることも許される。時間が過ぎるまで行うとの決意がある限り、特に理由がなくとも、定刻の初めより遅らせることも許される<sup>(128)</sup>。定刻（終了）より遅らすことが大目に見られるのは、睡眠と忘却の場合のみに限られる<sup>(129)</sup>。（定刻内に）礼拝を完遂できない時間まで遅らすことは禁じられている<sup>(130)</sup>。但し1ラクア（礼拝の単位動作）が、定刻内に終っていればその礼拝は、定刻内に行ったことになるが、そうでなければカダーブ（定刻後の履行）となる<sup>(131)</sup>。

義務（礼拝）の前のスンナ（の礼拝）の時間の始めは、義務（礼拝）の定刻入りと同時であり、義務の後のスンナの（礼拝の）時間は義務（の礼拝の）遂行後であり、どちらも定刻の終了を以て終了する<sup>(132)</sup>。

例えば日蝕の礼拝のような理由のある随意礼拝（後述）の時間は、その理由の存在と共に始まる。

特に理由の無い随意礼拝はいつでも行いうるが、以下の5つの時間帯<sup>(133)</sup>においては禁じられており成立しない。

つまり夜明け前の礼拝を行ってから日が昇るまで。また日の出後、(太陽が)槍の形のように見えるようになるところまで昇るまで。金曜を除いての南中時。午後の礼拝を終えてから黄昏まで。黄昏から日没までである。但しマッカの聖域にいる時には、好きなときにいつでも随意礼拝を行って良い<sup>(134)</sup>。

アザーン(礼拝の呼び掛け)とイカーマ(礼拝の開始の合図)はたとえ一人で礼拝を行うときでも、全ての義務礼拝について行うのがスンナである<sup>(135)</sup>。(2回の)礼拝を纏める場合(後述)は、最初の礼拝に際しアザーンを行い<sup>(136)</sup>、各礼拝毎にイカーマを行う<sup>(137)</sup>。

礼拝が有効である条件(は以下の通り)<sup>(138)</sup>。

大汚と小汚の不浄、及び身体と服の容認できないほどの汚れの淨め<sup>(139)</sup>。たとえ暗闇の中であれ、秘所を上から側面まで覆うこと。男子と女奴隸の礼拝時の秘所は、臍と膝の間であり、(奴隸でない)自由女性の場合は顔と手以外の全身である<sup>(140)</sup>。但し秘所を覆うことの出来ない者は裸のままで礼拝すべきであり、そうすれば後でやり直す必要はない<sup>(141)</sup>。定刻に入ったことを知っていること<sup>(142)</sup>。キブラ(マッカの方向)を向くこと。但し旅行の際の任意礼拝、切迫した危険に直面しての礼拝に於いてはその限りでない<sup>(143)</sup>。

その構成要件は(以下の)17である<sup>(144)</sup>。

(1) ニーヤ(意図)。それはイフラーム(ihrām)(礼拝の開始、入斎)のためのタクビーラ(「アッラーフは至大なり」と唱えること)の間のどこかに於いて。その条件は、完全に随意の礼拝の場合は、礼拝遂行(のみ)のニーヤであり、(特別な)理由のある礼拝の場合は(礼拝遂行の)意思に加えて(その理由の)特定、義務礼拝の場合は、(礼拝遂行の)意思と(理由の)特定に加えて(行う礼拝が)義務であるとのニーヤ。(2) 起立。(但しそれは)義務礼拝の場合で、それが可能な者にとって(のみ)。(3) イフラームのタクビー

ラ。そこでは「アッラーフは至大なり」と唱えることが規定されている。(4) (クルアーン第1章) 開扉章の朗唱。各ラクア毎に唱名(「慈悲遍く仁愛厚きアッラーフの御名によりて」と唱えること)を付す。但し遅れて参列した者(mashūq)については先導者が代わりにそれを負う。またその文字と促音記号に気をつけなくてはならない。(5) 屈身礼。(6) そしてその状態での四肢が落着くまでの静止。(7) 直立。その際屈身礼の後、以前の姿勢に戻ること。(8) その際の静止。(9) 2回の跪拝。(10) その際の静止。その時には額を露出し、両膝、両掌の一部、両足指の内側を(地面、床に)つけなくてはならない。(11) 2回の跪拝の間の正座。(12) そこでの静止。(13) 平安の祈願を行う正座。(14) その(正座の)中での信仰告白(tashahhud)の朗唱。その最簡略形は、「この挨拶はアッラーフのため。預言者よ、平安は汝に。またアッラーフの慈悲と祝福も。我らに平安を。またアッラーフの義しき僕たちにも。私はアッラーフの他に神がないことを告白する。私はムハンマドがアッラーフの使徒であることを告白する。」である。(15) その(正座の)中での預言者への祝福祈願。その最簡略形は、「アッラーフよ我らが長ムハンマドに祝福を垂れ給え」である。(16) 1回目の「平安の祈願」。その最簡略形は、「汝らに平安あれ」である。(17) これまで述べた通りの順序で構成要件を行うこと。

礼拝のスンナには2種類ある。「部分(ab‘ād)」(のスンナ)と「形式(hai‘āt)」(のスンナ)である。

「部分」(のスンナは以下の通り)<sup>(145)</sup>。

第一の信仰告白。その後の預言者——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——への祝福祈願。両者(信仰告白と祝福祈願)の間の正座。最後の信仰告白での使徒の一統への祈願。毎日のスブフの礼拝の最後のラクアの後と、ラマダーン月後半の奇数礼拝(後述)での直立、及びその際のクヌート(敬虔な祈願)。そしてその(クヌートの)後での預言者とその一統と教友たちへの平安の祈願。

最善のクヌート(敬虔な祈願)の文言(は以下の通り)<sup>(146)</sup>。

アッラーフよ汝が導かれる者の一人として私を導き給え。汝の癒される者の一人として私を癒し給え、汝が守られる者の一人として私を守り給え。汝が与えられるものを私に恵み給え。汝の定めた惡から私を守り給え。まことに汝こそ決定を下される御方で、汝になにかが課されるということはありません。汝は汝の護られる者を卑しめられず、汝の敵する者に栄光はありません。誉むべきかな至高なる我らが主。汝の定められたことで汝にこそ賞賛あれ。私は汝に赦しを請い、汝のもとに悔改め立ち帰ります。

形式（のスンナ）は数多くある。

イフラーム、屈身礼、直立、及び最初の信仰告白を唱える際に、両手を肩に添ってあげること<sup>(147)</sup>。臍より上、胸より下の位置で右手を左手の手首の上に置いて組むこと<sup>(148)</sup>。全ての礼拝毎に、イフラームの後に礼拝開始の祈願を行い、例えば以下のように唱えること。

私は天地を創造された御方に純粹一神教徒のムスリムとして対面します。私は多神教徒ではありません。私の礼拝、勤行、生死は、比類なき万世の主アッラーフのものです。それを私は命じられています。私はムスリムの一人です<sup>(149)</sup>。

ラクア毎の開扉章の前に魔除けの句<sup>(150)</sup>、後に「アーミン（アーメン）」と唱えること<sup>(151)</sup>。最初の2ラクアでの（クルアーン第1章）開扉章の（朗唱の）後にクルアーンの別の章を読むこと<sup>(152)</sup>。スブフと金曜集合礼拝、マグリブ、イシャーブの礼拝の最初の2ラクアではクルアーンを声を上げて読みそれ以外では声を潜めて読むこと<sup>(153)</sup>。他人の男性の居る場合は、女性が声を上げないこと<sup>(154)</sup>。屈身礼から戻る場合を除いて、全ての屈伸の動作でのタクビーラ<sup>(155)</sup>。屈身礼から戻る場合には、「アッラーフは彼を称える者（の声）に耳

### 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

を傾けられる」と言い、直立時には「我らが主よ。汝への称賛は天地に満ち、更に汝の望まれるいかなるものにも満ちています」と唱える<sup>(156)</sup>。屈身礼では「誉むべきかな至大なる我が主」の句を3回の称賛<sup>(157)</sup>。跪拝での「誉むべきかな至高なる我が主。彼に称えあれ。」を3回（の称賛）<sup>(158)</sup>。跪拝の間の正座中に「我が主よ、私を赦し、慈悲を垂れ、助け、高め、導き、護り庇い給え」と唱えること<sup>(159)</sup>。

全ての正座で「イフティラーシュ座り」をすること。但し最後の正座では「タワッルク座り」をすること<sup>(160)</sup>。2回目の信仰告白で、左手の指を広げ、右手は人指し指以外は閉じて膝の上に置き、「アッラーフ以外に」と言う時にそれ（人指し指）を立てること<sup>(161)</sup>。但し（その際指を）動かさない<sup>(162)</sup>。預言者への祝福を祈願した後の「アッラーフよ、私は汝に墓での罰、業火での罰、生死の試練、贖救世主（アンチクリスト）の試練からお救い下さるようお願いします。」といった祈願<sup>(163)</sup>。2度目の平安の祈願<sup>(164)</sup>。礼拝の間、終止アッラーフを心に念じていること<sup>(165)</sup>。礼拝後のズィクル（アッラーフの想起）と祈願<sup>(166)</sup>。

自肅行為（は以下の通り）<sup>(167)</sup>。

余所見。不要な合図。頭部の露出。天を仰ぐこと。声を潜めるべき場で声をあげる、あるいはその逆。先導者の後ろに立って声を立てること。礼拝途中で額の泥を拭うこと。屈身礼で頭を垂れること。跪拝で前腕を地面につけること。腰を締めること。最初の信仰告白を長引かせること。

また市場、浴場、路上、ごみ捨て場、屠殺場、墓地、不信者者の礼拝所での礼拝は自肅行為であり、定刻が終りかけている場合を除いて、大小便、放屁を我慢しながら、あるいは睡魔に襲われているか、食欲をそそる食事を前にしても。

礼拝を無効とするもの（は以下の通り）<sup>(168)</sup>。

たとえ僅かであっても故意の発言<sup>(169)</sup>。たとえうっかりでも、多くの行為<sup>(170)</sup>。

大汚と小汚。容認できないほどの汚物の付着<sup>(171)</sup>。場違いな故意の平安の祈願や、例えば（クルアーン第1章）開扉の章を読む前に屈身礼をするなど、故意に構成要件行為を別の所で行うこと<sup>(172)</sup>。そして——アッラーフよ護り給え——背教<sup>(173)</sup>。（秘所を）覆うことが可能な者の秘所の露出<sup>(174)</sup>。ニーヤ（意図）の変化<sup>(175)</sup>。胸がキブラ（カアバ神殿の方向）から逸れること<sup>(176)</sup>。故意の飲食<sup>(177)</sup>。

義務礼拝の前後のスンナ礼拝の（総）数は22ラクアであるが、なかでも「重要視されるもの（mu'akkad）」は10ラクア、即ちスブフの前の2ラクア、ズフルの前の2ラクア、後の2ラクア、マグリブ後の2ラクア、イシャーブ後の2ラクアである<sup>(178)</sup>。「重視されるもの」以外のスンナは12ラクア、つまり「重視されるもの」に加えてのズフルの前の2ラクア、後の2ラクア、アスルの前の4ラクア、マグリブの前の2ラクア、イシャーブの前の2ラクアである<sup>(179)</sup>。

義務礼拝に前後しないスンナは先ずウィトル（奇数ラクア礼拝）である。それは独立のスンナである。それは全てのスンナに勝り、その最少は1ラクア、最多は11ラクアあり、完全な形での最少は3ラクアである。このウィトルは、夜の礼拝の後でしか有効でなく、その定刻は夜が白み始めるまでにわたる<sup>(180)</sup>。理由なく時刻を過ぎることは忌まれる<sup>(181)</sup>。

またタラーウィーフ（休息礼拝）でラマダーン月の毎夜の20ラクアで、各2ラクア毎に平和の祈願を行う（ことによって終了する）。その時間帯はウィトルの時間帯（と同じ）であり<sup>(182)</sup>、集団で行う方が勝る<sup>(183)</sup>。

またタハッジュド（深夜の礼拝）。それは夜目覚めての礼拝で最少は2ラクア<sup>(184)</sup>。

ドゥハー（午前の礼拝）。最少は2ラクア、最善は8ラクア。時刻は太陽が、槍の形になるまで昇ってから、南中するまで<sup>(185)</sup>。またウドゥーブ（洗浄）の2ラクア<sup>(186)</sup>。

そしてモスク（に入った時）の挨拶の礼拝<sup>(187)</sup>。

（不注意の跪拝）

（以下の場合には不注意の跪拝が）スンナ<sup>(188)</sup>。

故意にせよ、不注意にせよ、「部分 (ab‘ādī)」（前出）の一部を怠った場合。

「形式」（前出）についていえば、たとえ故意に怠っても跪拝することはない。

もしそれ（「形式」）を故意に怠ってもそのために（礼拝の途中で）跪拝すれば（かえって）その礼拝は無効となる。

また（クルアーン第1章）開扉章を読むべき場所で信仰告白句を唱えるといったような、（礼拝で唱えることを）求められる言葉の置き違え。

また故意であれば礼拝を無効とする不注意な動作。例えば3回目の跪拝。もしラクア数に疑いが生じたなら、少ない方で計算して、不注意の跪拝を行う。

追隨者の不注意は、可能な場合は先導者が責めを負う。また先導者の不注意は追隨者にも及び、先導者が跪拝すれば、先導者に従うことが義務であり、しなければ追隨者が跪拝することが勧められる。

不注意の跪拝は、たとえ（不注意が）数多くとも、信仰告白句の後で、平安の祈願の前（に挿入されるところ）の2回の跪拝である<sup>(189)</sup>。

追隨者でなくとも、そのニーヤ（意図）が心になくてはならないが、口に出す必要はない<sup>(190)</sup>。

（集団礼拝）

金曜集合礼拝は別として、着衣の自由人男性居住者にとって、イカーマ（礼拝開始の呼掛）の場所でその（礼拝の）目印 (shī‘ār) が顕在的である場合<sup>(191)</sup>には、定刻内に行われる (mu‘addāt) 義務の礼拝全てに於いて、集団（で礼拝すること）は連帶義務であり、それ以外の者にとっては重視されるスンナである<sup>(192)</sup>。またたとえ家人とでも（集団礼拝は成立する）<sup>(193)</sup>。

先導者の平安の祈願（による礼拝終了）の前に、礼拝開始のタクビーラ（「アッラーフは至大なり」と唱えること）を行うことによって、集団（礼拝）

に間に合ったことになる<sup>(194)</sup>。

物心のついた子供が成人に対して先導者を勤めることは許されるが<sup>(195)</sup>、女性が男性や両性具有者<sup>(196)</sup>、「無教養人（ummi）」が「教養人」の先導者を勤めることは許されない<sup>(197)</sup>。「無教養人（ummi）」とは（クルアーン第1章）開扉章の語を正しく発音できない、あるいは意味を変えるような読み方をする者である<sup>(198)</sup>。

追随者に義務となること（は以下の通り）<sup>(199)</sup>。

追随、あるいは集団（礼拝）のニーヤ（意図）を持つこと<sup>(200)</sup>。また自分の礼拝開始を先導者の礼拝開始より遅らせること<sup>(201)</sup>。また先導者の動作を認識すること<sup>(202)</sup>。また同じ場所に集うことであり、もし2人がモスク内にいるなら、2人の間隔が非常に離れていても追随は有効であるが、それ以外の場所では2人の間隔が300ズィラーウを超えないことが条件となる<sup>(203)</sup>。またその場で先導者の踵より前にでないこと<sup>(204)</sup>。また故意に知っていて構成要件の2動作以上を先導者に先んじないこと<sup>(205)</sup>。また理由なく2動作以上遅れないこと<sup>(206)</sup>。また（礼拝を）やり直さねばならない者に追随しないこと<sup>(207)</sup>。

礼拝開始のタクビーラ以外（の場）では、先導者に、言葉、動作で並ぶことは自粛すべきである<sup>(208)</sup>。というのはそれ（タクビーラ）で（先導者に）並ぶことは（礼拝を）無効とする事項であるから<sup>(209)</sup>。

先導者は、礼拝と集団礼拝の諸規定を知っていること、他人に優れた人（khiyār al=nās）であることが望ましく<sup>(210)</sup>、集団礼拝の功徳が生じるためには、追随者が先導者に3ズィラーウ以上離れない<sup>(211)</sup>、あるいは並ばない<sup>(212)</sup>、列から一人離れないこと<sup>(213)</sup>が条件であり、そうでなければ集団礼拝の功徳は失われる。

#### （礼拝短縮、結合）

旅行者には礼拝の短縮が許される。その条件（は以下の通り）<sup>(214)</sup>。

出発の時点往復の旅程が予め分っていること。（旅が）合法的であること。

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

自分の町を出ること。短縮が許されることを知っていること。イフラーム（礼拝の開始、入斎）の時点で短縮のニーヤ（意図）を有すること。4ラクアの礼拝であること。旅行が礼拝の終了まで確実に続くこと。自分の礼拝の一部でも4ラクアを完遂する者に追随しないこと。その（追随する）場合は（4ラクアを）完遂する。

ズフルとアスル、マグリブとイシャーウは、前もって（2つのうちの）初めの方の礼拝の定刻にであれ、遅れて（2つのうちの）後の礼拝の定刻にであれ（どちらででも）、（二つの礼拝を）結合（して続けて行うことが）出来る<sup>(215)</sup>。

前もっての結合では、前の礼拝から始めること、イフラーム（入斎）のためのタクビーラ（「アッラーフは至大なり」と唱えること）から終了のための平安の祈願までの間に礼拝の結合のニーヤを持つこと、両礼拝の連続、第2の礼拝の開始までの旅行の継続が条件である<sup>(216)</sup>。

遅れての結合では、礼拝の結合が出来るだけの時間の余裕を残して、最初の礼拝の定刻内に「遅れての礼拝の結合」のニーヤを有すること、第2の礼拝の終了までの旅行の継続が条件である<sup>(217)</sup>。

### （金曜集合礼拝）

それ（金曜集合礼拝）は、免責事由がなく（ghair ma'dhūr）<sup>(218)</sup> 健康で居住者であり自由な男性で判断力がある（‘āqil）成人したムスリム全ての個人的義務である<sup>(219)</sup>。

それが有効である条件（は以下の通り）。

たとえなつめやしの枝で出来たようなものであっても建物の中で行われること<sup>(220)</sup>。その住民の男性自由人の責任能力者40人以上でそれが行われること<sup>(221)</sup>。ズフルの時間にあたること<sup>(222)</sup>。もしその時刻が過ぎたなら、あるいは残り時間が少なければ、ズフルを行う。あるいは（金曜礼拝の）途中で時間が過ぎてしまった時には、ズフルを完遂する<sup>(223)</sup>。先導者と共に1ラクアを行った者は金曜礼拝を行ったことになるので<sup>(224)</sup>、先導者の（礼拝終了の）平安の

祈りの後、1ラクアを声をあげて行う<sup>(225)</sup>。先導者と共に1ラクアを行えなかつた者は、金曜礼拝を行ったことにならないので、集団中にいるなら集団礼拝のニーヤを持って先導者の平安の祈願（による礼拝終了）の後、ズフルを行なう<sup>(226)</sup>。（特別な）理由がない限り、その町でそれ（その金曜礼拝）が唯一（の金曜礼拝）であること<sup>(227)</sup>。2話の説教を礼拝の前に行うこと<sup>(228)</sup>。

2話の説教の条件となるのは（以下の事柄である）<sup>(229)</sup>。

双方がズフルの定刻内になされること。アラビア語でなされること。訓話による以外、説教の諸構成要件の間の間隔、あるいは2つの説教の間の間隔、あるいはその終了と礼拝の間の間隔が、常識的にみて開き過ぎないこと。説教師は説教中可能な限り立っていること。（説教師は）秘所を覆い清浄な状態にあること。（説教師は）金曜礼拝を成立せしめる40人に聞こえるように（説教）すること。2つの説教の間で着席すること。

2話の説教の要件（は以下の通り）<sup>(230)</sup>。

双方（の説教）で「アッラーフに称えあれ」と唱えること。双方（の説教）での預言者への祝福祈願。双方（の説教）でのアッラーフを畏れるようにとの（taqwā）訓告。いずれか一方（の説教）での教訓となる（クルアーンの）一節（āya mufhima）の読唱。第2の説教で信徒たちの来世のことを祈願すること。

金曜集合礼拝（への出席）が義務の者は、道中で（金曜集合礼拝を）履行できるか、あるいは彼の遅延が同行者に迷惑をかける場合を除き、ファジュルの後（夜が白み始めた後で）旅行（に出発）することは禁じられている<sup>(231)</sup>。

金曜集合礼拝のスンナ（は以下の通り）<sup>(232)</sup>

沐浴。清潔。着香。爪切り。白装束の着衣。説教師以外についてはモスクに早く行っていること。

2話の説教のスンナは以下の通り<sup>(233)</sup>。

その2つを説教階段、あるいは高台で行うこと。2話の説教の静聴。金曜の

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

昼夜には（クルアーン第18章）洞窟章を誦むこと。預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——への祝福の祈願を加増すること。

### （2 祈礼の礼拝）

それは重視されるスンナである<sup>(234)</sup>。その定刻は太陽が登ってから傾き始めるまでであるが、太陽が槍の長さになるまで遅らすことがスンナである<sup>(235)</sup>。

それは2ラクアであり、（以下の通り）スンナが定められている<sup>(236)</sup>。

最初のラクアでは礼拝開始の祈願と魔除け祈願の間にイフラーム（礼拝の開始、入斎）のタクビーラ（「アッラーフは至大なり」と唱えること）とは別に7回、次のラクアでは起立（qiyām）のタクビーラとは別に魔除け祈願の前に5回のタクビーラ。タクビーラ毎に両手を上げること。

集団で礼拝した場合には、礼拝の後で金曜集合礼拝同様の2話の説教を行うこと。最初の説教の冒頭で9回、後の説教の冒頭で7回続けてタクビーラを行うことがスンナである<sup>(237)</sup>。

また両祭礼の夜<sup>(238)</sup>にはマグリブ（日没）から祭礼の礼拝の先導者が現れるまで、また犠牲祭ではアラファの日のスプフ（夜明け前）から「タシュリーク（干肉）の日々」<sup>(239)</sup>の最後の日のアスル（午後）までの全ての礼拝の後で<sup>(240)</sup>、また巡礼者には屠殺の日のズフル（昼）から、「タシュリークの日々」の最後の日のアスル（午後）までの全ての礼拝の後でのタクビーラがスンナである<sup>(241)</sup>。

### （日蝕、月蝕の礼拝）

それは重視されるスンナであり、最少限は昼のスンナの礼拝と同じく2ラクアである<sup>(242)</sup>。最も完全な形では、1ラクアにつき、クルアーンを多く読誦する直立を2回、アッラーフへの称賛を長く行う立礼を2回を行う。跪拜の回数は増やさないが、そこでの称賛を増やすのである<sup>(243)</sup>。

月蝕では声を上げて行うが、日蝕では違う<sup>(244)</sup>。

礼拝の後で、それが集団で（行われたので）あるなら、祭礼の礼拝と同じよ

うに2話の説教を行うことがスンナである<sup>(245)</sup>。但し説教の中でタクビーラの代わりにアッラーフに赦しを求める祈願文を唱える<sup>(246)</sup>。

日蝕の礼拝は、太陽が現れるか、日没かによって終り、月蝕の礼拝は、月が現れるか、日昇によって終る<sup>(247)</sup>。

(雨請い礼拝)

雨請い礼拝は、クルアーンの読唱、タクビーラなどに於いて祭礼の礼拝と同じである。

それは人々が至高なるアッラーフからの降雨の恵みを必要とするときに行われる<sup>(248)</sup>。先導者は人々に悔改め、不正に取得したもののが返還<sup>(249)</sup>、4日間の斎戒を命じ<sup>(250)</sup>、その後4日目にみすばらしい服を着て人々と共に出て行き、女性や動物も連出し皆と共に礼拝を行う<sup>(251)</sup>。その後祭礼の2話の説教と同じく、2話の説教を行うが、その2話の説教の中ではタクビーラの代わりにアッラーフの赦しを請い、2話目の説教ではキブラの方角に向直り、そして上着を逆にし上を下に、右を左にし、人々もそれに倣う。先導者は声を潜めてか、あるいは高めてアッラーフに祈願を行うが、先導者が声を高めた場合には、先導者の祈願に合わせて「アーミン」と唱え、声を潜めた場合には、各自が声を潜めて祈願を行う<sup>(252)</sup>。

祭礼、日月蝕、水請い礼拝は全て沐浴がスンナである<sup>(253)</sup>。

(葬儀)

全てのムスリムの死者について、沐浴を施し、死装束を着け、礼拝を捧げ、埋葬することが連帶義務である<sup>(254)</sup>。

但し殉教者は別で、沐浴はさせず、彼のために礼拝を捧げることもない<sup>(255)</sup>。また6ヶ月に満たない未熟児も別であるが、生きて生まれた場合は成人と同じであり、骨格が出来上がっていた場合は、礼拝を捧げることを除く葬儀が義務であるが、そうでない場合には何事も要さない。6ヶ月を経過した後で生まれたなら、成人と全く同じである<sup>(256)</sup>。

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

沐浴。水を1回死体の全身にかけること<sup>(257)</sup>。但しその1回で死体に水が触れるのを妨げる汚れが落ちるという条件で<sup>(258)</sup>。

スンナ（は以下の通り）<sup>(259)</sup>。

沐浴を3回。水洗は奇数回にし、最初の水洗ではスィドル（ハマナツメ属の植物）、最終回では樟脑をかけること。人目を避け、布を掛け、高い所に置いて行うこと。もし沐浴が困難ならばタヤンムム（砂による淨め）を行うこと<sup>(260)</sup>。

死装束をつけること。最少の衣装は、全身を覆うだけの衣であるが、男性巡礼の頭部、女性巡礼の顔は除く。最も完全な形は男性の場合、3枚の布、女性の場合は、上着、下着、ヴェール、2枚の布であり、白無垢が最も好ましい<sup>(261)</sup>。死装束には死者が存命中に着ることを許されていたもの全てが許される<sup>(262)</sup>。

礼拝を捧げること。屈身礼、跪拝はない。構成要件（は以下の通り）<sup>(263)</sup>。

イフラーム（礼拝開始、入斎）のタクビーラ（「アッラーフは至大なり」と唱えること）と同時のニーヤ（意図）。イフラームのタクビーラと、4回のタクビーラ。可能な者には起立。開扉章の読誦。それはイフラームのタクビーラの後が最も良い。2回目のタクビーラの後では、預言者——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——への祝福祈願。3回目のタクビーラの後では死者の来世を祈ること、その最短の文句は、「アッラーフよ、彼を赦し、慈悲を垂れ給え」である。4回目のタクビーラの後の第1の（礼拝終了の）平安の祈願。

スンナ（は以下の通り）

タクビーラの度に両手を上げ、それを胸の下に置くこと<sup>(264)</sup>。クルアーン読誦で声を潜めること<sup>(265)</sup>。開扉章で魔除けの句を唱えること<sup>(266)</sup>。3回目のタクビーラの後で死者への祈願を長く行うこと。またその祈願の句が、預言者——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——の用いたとされるものであること<sup>(267)</sup>。4回目のタクビーラの後、平安の祈願の前に、「アッラーフよ、我々に祈願の報酬を禁じず、この後躊躇を与えず、我らを、彼を、ムスリムたちを

赦し給え」と唱えること<sup>(268)</sup>。

その埋葬は、死者の胸がキブラを向くように横向きに墓の中に寝かされるとが義務である<sup>(269)</sup>。最も簡略な墓とは、死臭が漏れず死体が野獸に喰い荒されないだけ掘下げたものである<sup>(270)</sup>。

そのスンナ（は以下の通り）。

もしその土地が硬ければ、墓の前側面の壁穴の中に葬り、もし軟らかければ、（単なる）溝に葬ること<sup>(271)</sup>。死者の身長と幅分に広く深く掘り、その上に建物を建てず、漆喰を塗らず、平面にすることである。なぜならそれら（建物、漆喰）は必要がない限り、マムルーク諸侯についても忌むべきであるから<sup>(272)</sup>。

墓に冷水をかけること<sup>(273)</sup>。死者が責任能力者であった場合には埋葬後、教示（talqin）を行うことが推奨される<sup>(274)</sup>。

禁じられていること（は以下の通り）

ワクフ（寄進地）の墓地に建物を建てる事<sup>(275)</sup>。1つの墓に2人の死者を葬ること<sup>(276)</sup>。死体が腐滅する前に他の死者を葬るためなどで無用に墓を暴くこと<sup>(277)</sup>。

死者の死後、遺族は葬儀参加者であれば3日間、不在（で葬儀に欠席した）者は、帰還まで追悼することがスンナある<sup>(278)</sup>。

死の前後の落涙は許されるが、号泣、胸などを打つこと、シャツなどを引裂くことは許されない<sup>(279)</sup>。

### [[喜捨の書]]

喜捨が義務となる条件（は以下の通り）<sup>(280)</sup>

イスラーム。自由。完全所有権。最低量（nisab）。

喜捨が義務となるのは、合法的な装飾品以外の金銀、そして商品、農産物・果実、家畜のみである<sup>(281)</sup>。

金銀。金の最低量は混ぜもの無しの20ミスカールであるが、それはトルコ・

### 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

ポンドでは 13 ポンドと 4 分の 1, フランク・ポンドでは 12 ポンドと 8 分の 1, エジプト・ポンドでは 11 ポンドと 8 分の 7 であり, ビントゥー (20 フラン相当金貨) では 15 ビントゥーである。

銀の最低量は, 混ぜ物なしの 200 ディルハムである。それは 22 エジプト・リヤールと 4 分の 1 である。

その双方 (の最低量) について (太陰暦の) 1 年の経過の後, 40 分の 1 の喜捨が義務となり, 最低量を越すものも同率である<sup>(282)</sup>。

商品。商品は 1 年の経過後に仕入れた値段で計算して (金銀に換算して) 最低量に達すれば 40 分の 1 が義務となる<sup>(283)</sup>。債権は満期 (hall) で取立が容易なら, 取立てた時点で即座に喜捨が義務となる。取立が困難なら返済されるまでは支払い義務はない<sup>(284)</sup>。

農産物と果実の喜捨。農産物の喜捨は, 小麦, トウモロコシ, 米, レンズ豆, 豆など, (人々が) 食物として選好するものに対して義務となる。一方果実の喜捨は, ナツメヤンとブドウにのみ義務となる。

喜捨は穀物が実り果実の熟した時に義務となる。しかしどちらも刈入れ, 干し, ふるいわけた後で, 最低量に達しない限り, 納める必要はない。その最低量は双方とも, 5 ワスクであり, それは 1 エジプト・カイル, 4 アルダブ, 1 ワイバである。それ (最低量の農物, 果実) には労せず天水で育ったものなら 10 分の 1, そうでなければ 5 分の 1 の喜捨が課され, それを超す分についても同率となる<sup>(285)</sup>。

家畜の喜捨。家畜とは, ラクダ, 牛, 羊である。それは最低量 (の超過), 1 年 (の経過), 合法的牧草地での放牧を条件に義務となる。

ラクダの最低量は, 5 頭であり, 5 頭以上 25 頭未満は 5 頭毎に羊 1 頭である。25 頭は, 雌マハードつまり生後 1 年以上 2 年未満の雌ラクダ 1 頭, 36 頭には, 雌ラブーンつまり生後 2 年以上 3 年未満の雌ラクダ 1 頭, 46 頭には, ヒッカつまり生後 3 年以上 4 年未満のラクダ 1 頭, 61 頭には, ジャダアつま

り 5 生後 1 年以上 5 年未満のラクダ 1 頭， 76 頭には雌ラブーン 2 頭， 91 頭にはヒッカ 2 頭， そしてそれ以上には， 40 頭毎に雌ラブーン 1 頭づつ， 50 頭毎ヒッカ 1 頭づつを納める。

牛に喜捨がかかる最低量は 30 頭で生後 1 年以上 2 年未満のタビーウ牛 1 頭， 40 頭には， ムスインナつまり生後 2 年以上 3 年未満の牛 1 頭を差し出すことが義務となり， 以下同様である。

羊の喜捨の最低量は 40 頭で 1 頭， 121 頭で 2 頭， 201 頭で 3 頭， 400 頭で 4 頭， 以上 100 頭毎に 1 頭となる<sup>(286)</sup>。

(斎戒明けの喜捨)

それはラマダーン月， シャウワール月の一部にはいることによって<sup>(287)</sup>， 自分自身及び被扶養者（の必要を賄うだけの）食料以上のものを所有している者に対して， 斎戒明けの祭礼の昼夜をもって義務となる。人は自分自身とその被扶養者の分として， その土地の食物 1 サーウを差出す。1 サーウとは平均的男性の手に 4 杯分であり， エジプト重量単位では 2 カダフであったが昨今単位が増えたため， 実際は 1 カダフと 3 分の 1 である<sup>(288)</sup>。

全て喜捨には（喜捨分を）選り分ける時点でのニーヤ（意図）（の存在）が義務である<sup>(289)</sup>。

それは貧者， 困窮者， 徵税吏， 懐柔される者， 奴隸， 債務者， アッラーの道にある者， 旅人のために用いることが義務であり<sup>(290)</sup>， それ以外に費やされることは許されない。

またそれ（喜捨すべきもの）を所有する者は， 喜捨を支給されるに値する者が， その国にいるにも拘らず， それを他の国に持出することは許されず， 持出した場合にはその喜捨はそこでは（喜捨としては）通用しない<sup>(291)</sup>。

また斎戒明けの喜捨をラマダーン月の始めに前納することは許される<sup>(292)</sup>。

[[斎戒の書]]

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

斎戒はシャアバーン月の30日の経過、あるいは30日の夜に（自分の目で）新月を見ること<sup>(293)</sup>、あるいは1人の信頼のおける者の証言に基づく裁判官の（新月が見えたとの）裁定によって<sup>(294)</sup>、月經、（産後の）悪露のある女性を除く全ての斎戒の可能な判断力のある成人ムスリムの義務となる<sup>(295)</sup>。

それは以下の2つの事項によって有効となる<sup>(296)</sup>。

第1はニーヤ（意図）である。もしその斎戒がラマダーン月の斎戒のように義務のものであれば、毎日（前）夜の間にそれ（義務の斎戒であること）を特定したニーヤを持たなくてはならない。他方、随意の斎戒としてなら、日が傾く前（正午）までなら、斎戒を破ることをせず食物を摂っていなければ、その（時点での）ニーヤで有効である。

第2に（以下のような）斎戒を破る事項がないことである。

背教。月經。悪露。故意の吐瀉。全日の失神。一瞬であれ発狂すること。故意の性交。自慰あるいは、性戯による射精。開いた穴から、身体、頭、子宮、肛内に何かもの（‘ain）が入ること。

斎戒のスンナ（は以下の通り）<sup>(297)</sup>。

まだ夜だと確信がある限り、スフル（斎戒に入る前の夜食）を遅らすこと。日没に確信がある限り、フィトル（斎戒明けの食事）を早めること。フィトル（斎戒明けの食事）はナツメヤシにし、それがなければ水にすること。嘘、陰口など悪いことを言わないこと。放血、瀉血を行わないこと。舌先でも食べ物の味見を行わないこと。大汚であれば夜が白み始める前に沐浴すること。自由喜捨、クルアーン読誦の励行。

スンナの斎戒は、一日おきの斎戒、月曜と木曜の斎戒、シャウワール月の6日の斎戒、巡礼月の9日の斎戒、新年9日、10日の斎戒である<sup>(298)</sup>。

両祭礼の日、タシュリーク（干肉）の日々の斎戒は有効でない<sup>(299)</sup>。

性交によって斎戒を破った者は、改めて斎戒をやりなおしたうえで<sup>(300)</sup>、贖罪として破った1日につき1人の健全なムスリム奴隸を解放しなくてはならな

い。奴隸のいない者は、2か月連続の斎戒をしなくてはならない。またそれも出来ないものは、60人の貧者に各々その土地の常食1ムッドを振舞わなければならぬ<sup>(301)</sup>。

斎戒をやり直さねばならず、しかもそれが出来る状態にありながら行わないままに死んだ者には、彼の遺産の中から、一日毎に1ムッドの食物代を支払うか、親戚が彼に代わって斎戒を行わなければならない<sup>(302)</sup>。

また以下の場合には、斎戒を破ることが許される。

先ず病気であれば、たとえ日中（の発病）でも<sup>(303)</sup>。また夜が白み始める前に出発した場合の（礼拝）短縮の許される距離の旅行中<sup>(304)</sup>。妊婦、授乳婦が、自分自身あるいは胎児、乳児への影響を恐れての場合。但し子供への影響への配慮に基づく斎戒解除の場合には、斎戒を改めて行ったうえ、（斎戒を破った）一日につき、1ムッドの食物を供さなければならぬ。自分自身への影響を考慮しての場合は、子供のことも同時に考えていたとしても、改めて斎戒を行うだけで良い<sup>(305)</sup>。また老齢あるいは、不治の病による斎戒解除の場合は、一日につき、適当な食物を供すること（だけ）が義務となる<sup>(306)</sup>。

#### （参籠）

参籠（i‘tiqāf）は重視されるスンナであり、ニーヤ（意図）を以てモスクで行わない限り有効とならない。その最短期間は、礼拝の静止時間を越える時間であり、モスクに入った場合はいつもそれが求められるが、ラマダーン月は特にそうである。そしてその中でも、ライラ・アル＝カドゥル<sup>(307)</sup>を求めての最後の10日の参籠が最も優れている<sup>(308)</sup>。

参籠が無効となるのは（以下の事項である）。

性交<sup>(309)</sup>。故意の酩酊<sup>(310)</sup>。不信仰<sup>(311)</sup>。狂氣<sup>(312)</sup>。月経<sup>(313)</sup>。悪露<sup>(314)</sup>。理由なくモスクを出ること<sup>(315)</sup>。

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

巡礼 (hajj), 小巡礼 ('umra) のいずれも、それが可能な自由で責任能力のある全てのムスリムは、一生に一度行う義務がある<sup>(316)</sup>。

「それが可能な者」とは、旅が出来ること、道中の安全に加えて、債務を払い、養うべき者の扶養費を残した上で、往復の食糧と乗物を確保できる者を言う<sup>(317)</sup>。

夫人については、義務の巡礼の場合は、夫あるいは、身内の者、あるいは信頼すべき女性を同伴してでなければ、巡礼に出かけることは許されない。また任意の巡礼の場合には、夫か身内の者を同伴してでなければ出かけられない<sup>(318)</sup>。

老齢か不治の病により、自分で巡礼を行えない者は、誰かを代理に立てる義務がある。また巡礼か小巡礼の義務を果たすべき状況にありながら（果たさず）死んでしまった者は、彼の遺産の中から、彼の代わりに巡礼、あるいは小巡礼を行う者への報酬を差し引かねばならないが、それは債務の返済、遺産分配よりも優先されるのである<sup>(319)</sup>。

巡礼の構成要件（は以下の通り）<sup>(320)</sup>。

イフラーム、即ちそのニーヤ（意図）をもってイフラーム（巡礼の潔斎の状態に入ること）。アラファ（の平野）での逗留 (wuqūf)，カアバ神殿の7回の周回礼 (tawāf)。アル=サファー（の丘）とアル=マルワ（の丘）の間の7回の走歩礼 (sa'y)，但しアル=サファーからアル=マルワへ行くことを1回、アル=マルワからアル=サファーへ帰ることを1回と数える。剃髪、あるいは散髪。これらの構成要件の殆どをこの順で行うこと。これら巡礼の要件からアラファでの逗留を除いたものが、小巡礼の要件である。

周回礼の条件は（以下の通り）<sup>(321)</sup>。

清浄。秘所を隠すこと。黒石からの出発。巡回の最初と最後に黒石に左肩を向けること。向って左にカアバ神殿を見ながら巡回すること。身体全体がカアバ神殿の外にあること。但し「アル=シャーザルワーン」、「イスマーイールの

壁」もカアバ神殿の一部である<sup>(322)</sup>。歩きながら周回礼以外のことにはニーヤを持たないこと。モスクの内部で周回礼を行うとのニーヤ。但しそれ（ニーヤ）は巡礼の儀としての周回礼（と特定したもの）でなくとも（可）。

周回礼のスンナ（は以下の通り）。

理由がない限り、その間徒步であること<sup>(323)</sup>。周回礼の初めに黒石に手を置き接吻し額をつけること<sup>(324)</sup>。ヤマーン柱に触れる事<sup>(325)</sup>。男性は走歩礼の前の周回礼の最初の3回は早足になること<sup>(326)</sup>。早足とは中庸の歩速で歩みを速めることである<sup>(327)</sup>。周回礼で早足になる間は上衣の中央部を右肩の下にし、両端を左肩の上に乗せることによって右肩を出し左肩を覆うこと<sup>(328)</sup>。（預言者から）伝わるもの（祈祷文）に基づく祈願<sup>(329)</sup>。

走歩礼の条件（は以下の通り）<sup>(330)</sup>。

アル＝サファーから始めアル＝マルワまで（を往復すること）。周回礼と走歩礼の間に（アラファでの）逗留を挟まないと条件で、「押し寄せ（ifāda）の周回礼」、あるいは「小巡礼の周回礼」または「来訪（qudūm）の周回礼」の後で走歩礼を行うこと。

スンナ（は以下の通り）。

走歩礼に於いては理由がない限り徒步で行うこと<sup>(331)</sup>。清浄<sup>(332)</sup>。秘所を隠すこと<sup>(333)</sup>。2つの標識の間で急ぎ足になること<sup>(334)</sup>。走歩礼の往復、走歩礼と周回礼を連続的に行うこと<sup>(335)</sup>。

アラファでの逗留に於ける義務。巡礼月の9日の太陽が西に傾き始めてから（午後から）供犠の日の夜明け前までの間の一瞬であれ崇拜の可能な状態で（ahl li-al=‘ibāda）過すこと<sup>(336)</sup>。但し昼の一部と夜の一部を合せることがより良い<sup>(337)</sup>。

巡礼の諸義務<sup>(338)</sup>。定位置でのイフラーム。アル＝アカバのジャマラ〔投石地〕で7つの石を投げ、アル＝タシュリーク（干肉）の期間〔犠牲祭後の3日間〕に3か所のジャマラでそれぞれ7つの石を投げること。アル＝ムズダリファ

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

(の平野)で夜を明かすこと。義務は供犠の(前)夜の夜半の一瞬でも、そこで過ごすこと。アル=タシュリークの3晩、また第1陣が2日目に帰るようなら、最初の2夜を明かすこと。別離の周回礼。

羊の供犠の義務(となるのは以下のような場合)。

(上記の諸)義務を怠った場合<sup>(339)</sup>。タマツツウ形式及びキラーン形式で巡礼を行う場合<sup>(340)</sup>。「歩いて巡礼を行います」と誓ったにも拘らず、乗物に乗ってしまった者のような誓いの破約<sup>(341)</sup>。

それ(羊の供犠)が出来ない者は巡礼の潔斎の状態で供犠の日の前に3日及び故郷に戻ってからの7日の(合せて10日の)斎戒を行わねばならない<sup>(342)</sup>。

(アラファでの)逗留が出来なかった場合は、タマツツウ形式の場合の供犠と同じ供犠によって小巡礼の諸儀礼を果たし、(一旦巡礼の潔斎の状態を)解除した後に直ぐに(逗留を)やり直す<sup>(343)</sup>。障害(ihsār)の場合は(解除の)ニーヤ、剃髪、供犠によって(巡礼の潔斎の状態を)解除する。(供犠が)出来ない時は、その(羊の)額の食事(の貧者への提供)。それも出来なければ、(羊の額を穀物に換算して)1ムッドにつき一日の斎戒<sup>(344)</sup>。

イフラームによって禁じられるもの(は以下の通り)<sup>(345)</sup>

男性(のみ)について。縫い目のある服、刺繡のある服を着ること。頭部(の全体)、(あるいは)その一部を覆うこと。

女性(のみ)について。顔を覆うこと。手袋をつけること。

全て(の巡礼者)について。香料を着けること。頭と顔の毛の塗油。毛髪を切ること。爪切。アル=アカバ(の投石地)での投石。周回礼を終えて剃髪の前に交わった場合のように、2種の(巡礼の潔斎の状態)解除の間<sup>(346)</sup>、つまり(アル=アカバでの投石、周回礼、剃髪)の3つのうちの2つを行つただけの状態での交接の前戯、性交が禁じられる。性交には羊の供犠、あるいは3日の斎戒、あるいは6人の貧者に3サーウの供出。但し毛髪の一束、爪一枚につき1ムッド、毛の2束、爪2枚については2ムッド。

巡礼を無効とするもの<sup>(347)</sup>。

第1の解除の前、つまりアル＝アカバでの投石、別離の周回礼、剃髪の3つのうちの2つを行う前の故意の性交。それによって（当年の巡礼の残りの儀礼の）完遂と即時の（翌年の巡礼の）やり直しが義務となる。またバダナ<sup>(348)</sup>、バダナが無理なら、牛、牛も無理なら7頭の羊（の供犠）、羊も無理なら相当額の食事（の施食）。それも無理ならムッド数に応じた斎戒。

イフラーム（巡礼の潔斎の状態に入ること）とアル＝ハラム（聖地マッカに入ること）によって、食用野生陸生動物の狩猟に関わることが禁じられる。殺した場合には、その価値に等しい家畜、あるいは食物、あるいはそのムッド数に応じた斎戒が義務となる。つまりもし相当の家畜がいなければ、相当額の食物か、（家畜を穀物に換算した場合の）ムッド数に応じた（日数の）斎戒である<sup>(349)</sup>。

（巡礼の旅の継続を不可能とする）障害が生じた場合の「障害による供犠」を除き、供犠と（貧者への）施食（の場）はアル＝ハラム（マッカの聖地）に限られる<sup>(350)</sup>。

イフラーム（巡礼の潔斎の状態に入ること）を行った者は、自分自身のためであれ他人の後見としてであれ婚姻契約を交すこと<sup>(351)</sup>、聖地の木の切断も禁じられる。大きな木については、牛1頭（の供犠）、その（大きな木の）7分の1にあたる小さな木には羊1頭（の供犠）、あるいはそれ相当の食物（の施食）、あるいはそのムッド数に相当する斎戒、非常に小さな木にはその相應額、あるいは食物（の施し）、あるいはそのムッド数相当の斎戒が義務となる<sup>(352)</sup>。

#### （参詣）

預言者——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——の参詣（ziyāra, 墓参）は重視される（tata’akkadu）<sup>(353)</sup>。なぜならそれは最も重要な献身（qurbāt），最も功德のある（anjah）勤行（masā‘ī）だからである。

参詣はいつでも可能であるが、巡礼の後が最も望ましい<sup>(354)</sup>。

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

アル＝マディーナに向かうなら、道中、特にその木々、聖地が見えてきたら、預言者への祝福と平安の祈りを多くし、また参詣によって自分に恵みを垂れてくれるようにとアッラーフに祈り、入る前に沐浴をし<sup>(355)</sup>、最も清潔な服を着ることが望ましい<sup>(356)</sup>。

また最善なのは、ジブリール門からモスクに入り、「庭（アル＝ラウダ）」<sup>(357)</sup>を目指しそこでモスクの挨拶の礼拝をし<sup>(358)</sup>、聖墓に向き合い<sup>(359)</sup>、その壁に向って4ズィーラー離れ<sup>(360)</sup>目を伏せて<sup>(361)</sup>、自分が側にいる者（man huwa bi-hadra-hi）の位階（manzila）を思い浮べて立ち<sup>(362)</sup>、預言者——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——に挨拶し（平安を祈り）<sup>(363)</sup>、「預言者よ、あなたに平安あれ。そしてアッラーフの慈悲と恩寵あれ。」と唱え、そして東に1ズィーラー後ずさり<sup>(364)</sup>、我らが長アブー・バクル——アッラーフが彼を嘉し給いますように——に挨拶し（平安を祈り）<sup>(365)</sup>、「汝に平安あれ。我が長アブー・バクルよ。アッラーフの愛し給う者の精華（ṣafīy），洞窟での同伴者。アッラーフの使徒のウンマに代ってアッラーフがあなたに御恵みをもって報い給いますように」と唱え、次いで更に1ズィーラー後ずさり<sup>(366)</sup>、我らが長（saiyid）ウマル——アッラーフが彼を嘉し給いますように——に挨拶し（平安を祈り）<sup>(367)</sup>、「汝に平安あれ。我が長ウマルよ。アッラーフは汝を通じてイスラームに栄光を与え給いました。アッラーフの使徒のウンマに代ってアッラーフがあなたに御恵みをもって報い給いますように」と唱え、それから最初の場所に戻り<sup>(368)</sup>、アッラーフが最も愛でし者（預言者）——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——を通じてアッラーフに取次を願い（yatawassalu），執成しを祈り（yatashaffa‘u）<sup>(369)</sup>、アッラーフの尊嚴にかけて自分の願いをかなえてくれるようにと祈り<sup>(370)</sup>、その後アル＝バキーウ（墓地）に埋葬されている者を詣で<sup>(371)</sup>、次いでウフドの戦役の殉教者を詣でるが<sup>(372)</sup>、その際には最初に我らが長ハムザ——アッラーフが彼を嘉し給いますように——（の墓）を詣で、それからクバーウに行き、そのモスクで礼拝することである<sup>(373)</sup>。

アル＝マディーナの聖地で猶、伐採に携わることは禁じられているが、それには償いは（規定されてい）ない<sup>(374)</sup>。

アル＝マディーナを立ち去る決心をすれば、2ラクアの礼拝を捧げてそのモスク（預言者モスク）に別れを告げ<sup>(375)</sup>、聖墓に向きあい<sup>(376)</sup>、最初に行ったと同じようにし、至高なるアッラーフに、再びここに戻れるようにと祈る。

アッラーフは我々に良い行状と終幕を恵み給う。

### 第3部：スーアイズム編

アッラーフは、あなたをあなた（自身）から滅却させ、その御許に(bi-hi)存続せしめ給う。

知るがよい。人間の完成へ連なる道は多いが<sup>(377)</sup>、最も近い道、眞の目的に最もよく連なる道はナクシュバンディーヤの師たちの道である<sup>(378)</sup>。

それは元来教友たちの道であったのであり、それになにものも付加せず、なにものも削らないのである。

その達成は、信条を正しそれを（第1部で）既に説明した正道の先達(al=salaf al=ṣāliḥ)の信条に合せ、善行を行い、伝えられたスンナに従い、禁じられたこと、自肅すべきことを避けた後となる<sup>(379)</sup>。

（常侍）

（平常の）時の経過の中での<sup>(380)</sup>至高なるアッラーフへの不斷の雑念を挾まぬ常侍 (dawām al=ḥudūr)。

行者の人格（の一部）にまでなったときには、この「常侍」は「観照(mushāhadā)」と呼ばれる。この至福、最大の恩寵への道は、師事(suhba)専修、あるいは師事とズィクリ（想起）、あるいはまた（師事と）反省(murāqaba)に他ならない<sup>(381)</sup>。

（師事）

宗教学を初めて学ぶ者の悦び

アッラーフとその僕たちの仲立ちとなる完成の域に達した師に対する愛，無私，同心 (<sup>しゃく</sup>hudūr al=qalb ma'a)，信仰，献身，謙遜，謙讓，従順，容認をもっての師事があなたには必要となる。

アッラーフを畏れ，篤信な者たちと共にあれ。(クルアーン9章119節)

彼への接近の道を求めよ。(クルアーン5章35節)

この師事が全ての完成の基礎である。なぜなら弟子の心が師への愛以外のもの，師への愛への障害となる全てのものを脱するとき，彼の心は師への愛のうちに安らぎ，弟子が師の中に消滅し (fānī)，真理の洞察，神慮の大いなる配分に与かり，師の仲介により，無限の（アッラーフの恩寵の）横溢 (fuyūdāt) を授かることが出来るようになるからである。それはこの流儀の人々の心が，いと高き真理の洞察，その尽きせぬ横溢の源泉であり，それ故彼らに連なる (yata'allaqu) 者はその関連の度合いに応じてその配分に与るからである<sup>(382)</sup>。

この愛は，靈的調和を達成した信仰深き僕であれば，至高なるアッラーフがお望みの者に授け給う恵みなのである。

(ズィクル)

ズィクル（想起）には「心のズィクル（想起）」と「舌のズィクル（想起）」の2種類があり，そのどちらもクルアーンとスンナに典拠がある。我らがナクシュバンディーヤの師たちは「心のズィクル（想起）」を選んだが，それは心のズィクル（想起）には虚栄，妄念 (waswasa) の入る余地がないからである。妄念は心に現れるものであるから，それを追払うには，心にズィクル（想起）が生ずるより他ないのである<sup>(383)</sup>。

汝の心に汝の主をズィクル（想起）せよ。

最善のズィクル（想起）は沈黙のズィクル（想起），最善の糧は最低限の糧。

これらの伝承はアル＝イマーム・アフマド（d.855），そしてイブン・ヒッバーン（d.965）がその『正伝集（al=Šahīh）』に，アル＝バイハキー（d.1066）が『枝の書（al=Shu‘ab；Shu‘ab al=īmān）』に収録している。

また神智者アブー・アル＝ハサン（アル＝ハラカーニー）（d.1034）は言った。

粒ほどの心の行為は，山ほどの身体の行為にまさる。

ズー・アル＝ヌーン・アル＝ミスリー（d.859）は言った。

いっとき心を正すことは，人間とジン（全て）の儀礼にまさる。

それ（ズィクル）は本体の名によっても，あるいは否定（表現）によっても肯定（表現）によってもよい<sup>(384)</sup>。

（前者の諸作法）

（礼拝を）自肅すべき時間<sup>(385)</sup>でない限り2ラクア（礼拝の単位動作）の礼拝を捧げ，両目を閉じて全感覚を遮断し，アッラーフが自分を凝視し，聞き，見ておられること，自分が罪深く，怠慢であった（muqassir）ことを思い起こし，礼拝の際とは逆のタワッルク<sup>(386)</sup>で両膝を地につけて座る<sup>(387)</sup>。

ついで罪の赦しを請うことの意味，つまり，私はあなたに寛恕を求める，ということを念じつつ，舌で「私はアッラーフに罪の赦しを請います」と25回唱える<sup>(388)</sup>。ついで（クルアーン第1章）開扉章を1回，（クルアーン第112章）純正章を3回読み<sup>(389)</sup>，その功德を預言者（ムハンマド）——彼にアッラーフ

宗教学を初めて学ぶ者の悦び

の祝福と平安あれ——の御許、諸スーアーイー教団、特にナクシュバンディーヤの師たち全てに捧げる<sup>(390)</sup>。

ついで墓を、自分が死んで沐浴を施され死装束をつけて墓に埋葬されたかのように、思い浮かべる<sup>(391)</sup>。ついで目を開け、それらの想像を消し、更にもう1度目を閉じる。

ついで想像の中に導師が現れるよう導師を念じ、彼からバラカ（祝福）を得、全ての雜念を自己から払いながら、幽玄界と消滅（fanā'）の実相（kaifīya）が汝に開示されるに至るまで、外的、内的力の全てを注いで導師の像を心に投射する<sup>(392)</sup>。そして汝の知覚（ma‘ālim）にこれを繰返すことによって、この境地が汝の人格（の一部）にまでなる。

そして両目を開き、それを（再び）閉じる。そして「汝こそ我が神、汝こそ我が目標、汝の満悦こそ我が望み」と言う<sup>(393)</sup>。

ついで歯と歯、（上）唇と（下）唇をあわせ、舌を上口蓋につける<sup>(394)</sup>。

ついで自己についても世界についても全く知覚（khabar）が無くなるに至るまで、その（アッラーフの）意味、つまり比類無き本体を念じつつ<sup>(395)</sup>、汝の心の舌で「アッラーフ、アッラーフ」と唱える<sup>(396)</sup>。

汝の主の御名をズィクリ（想起）し、精魂を傾け彼にのみ仕えよ。（クルアーン73章8節）

そしてその時、汝に天使、諸預言者、法統を継ぐ師たちの靈、美しい姿が現れ、説明不能なものを見る。

我ら（アッラーフ）は彼に我らの許から知を授けた。（クルアーン18章65節）

この道は体験 (dhauq) なしには理解しえない。故にその歎びの光 (に与かること) を禁じられないためには、それを信じなくてはならない。

(後者の作法)

舌を上口蓋につけ、気息を脣の下に溜め、それから「ラー」のズイクル（想起）を、舌を動かさず脣から始め、語を脳まで上昇させる。語が脳に達したなら、「イラーフ」で右肩に傾き、ついで「イッラー・アッラーフ」で、左側に傾き、その影響、熱が身体全体に現れるように、力を込めて語を心（臓）に投げこむ<sup>(397)</sup>。

否定の一打（ラー・イラーフ）では、生成物全ての存在を消し、それらを消滅の視座で凝視し、肯定の一打（イッラー・アッラーフ）では、存続の視座で「真理 (haqq)」<sup>(398)</sup>を凝視しながら、「真理」の本体を肯定し、この美しい言葉の意味を思い起こす。すなわちそれはアッラーフの本体以外に目標はないということである。

そして唯一神信仰の言葉（ラー・イラーフ・イッラー・アッラーフ）を終えて、奇数回で止める時、「ムハンマドがアッラーフの使徒である」ことを心（臓）から右胸の下部にかけて想像する<sup>(399)</sup>。そして必要なら奇数回の時に息を吐く。そして息を吐くとき舌で「汝こそ我が神、汝こそ我が目標、汝の満悦こそ我が望み」と唱える。そして再開し、1回の呼吸で、21回に達するまで数を増やす。但し数を増やすことは条件ではない。条件はズイクル（想起）が臨在に基づいており、効果があがることである。つまり否定に於いて人間存在が消滅し、肯定に於いて神的法悦 (jadhabāt) の跡が現れることである<sup>(400)</sup>。

(反省)

反省 (murāqaba) とは、主がどんな状況でも自分を見ておられるとの、僕としての不断の自覚である<sup>(401)</sup>。

まことにアッラーフは汝らの監督者におわす。（クルアーン4章1節）

### 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

そしてこれこそ全ての善の根源である。なぜなら思念に於いて至高なるアッラーフを不斷に意識する者を、アッラーフはその身体に於いて（罪を犯すことから）守護されるからである<sup>(402)</sup>。

思念（khawāṭir）を自己から逸らし、既述の形での不斷の反省に向ける者は、（アッラーフへの）隸従（‘ubūdīya）の恒存を実現し、集中（jam’īya）<sup>(403)</sup>の常服を纏い、思念を導く直観の光を授かるのである。こうした者には次の言葉（ḥadīth）が当てはまる。

信仰者の直観を恐れよ。彼はアッラーフの光によって見るのであるから。  
(出典不明)

そのような者には至高なるアッラーフが、神授の洞察と内奥の照明によって様々な準備のできているもの（musta’addīn）を見ることを可能とされ、神的存在の一性が顯現するのである<sup>(404)</sup>。

知るがよい。

弟子は諸作法（ādāb）の遵守なしには師事、ズィクリ（想起）、反省の諸成果を得ることはできないことを。

その諸作法とは、自己に対する諸作法、導師に対する諸作法、同朋に対する諸作法の三種である<sup>(405)</sup>。

（弟子の自己に対する作法）

たとえ仕事についていても、常に心のズィクリ（想起）に従事すること。悪い付合いを断つこと。飲食などは、少量で満足すること。来世を求める現世への愛を捨てること<sup>(406)</sup>。大汚の状態で眠らないこと<sup>(407)</sup>。清浄を常とすること<sup>(408)</sup>。他人の前にあるもの（持ち物）を欲しがらないこと。常に自己を点検すること<sup>(409)</sup>。舌を無駄口から守り、心を全ての雜念から護ること。自分が最も卑しい被造物であり、誰にも勝るところがないと考え、全き卑下をもって謙虚であ

ること。威力比類なきアッラーフを恐れ、その赦しを希望すること。名声、権力への愛、他人事の詮索、議論、冗談を忌避すること。多く笑わないこと。多くの笑いは心を殺すからである。師（の許可）を通してでない限り、睡眠中にあれ覚醒中にあれ見知った神秘を隠すこと。増減することなく導師から学んだズィクル（想起）に専心する時間を持つこと。

（弟子の導師に対する作法）

弟子は外面的にも内心においても、また側にいても、離れていても、自分の導師を敬い、自分には隠されている（理解できない）ことも否定せず、それを（そのまま）受入れ「あなたはなぜそれを行ったのか」と尋ねてはならない<sup>(410)</sup>。それは「開示」（の境地に達すること）が弟子に禁じられることにならないためである。また何人といえども自分の導師より重んじてはならず、他人に頼ってはならない。また導師によってしか、求めるもの、バラカ（恩寵）は得られないと確信しなくてはならない<sup>(411)</sup>。また導師の諸々の行いに心服し、その命令に従い<sup>(412)</sup>、導師への愛を家族や富や子供など導師以外への愛に優先し、導師の愛するものを愛し導師の憎むものを憎み<sup>(413)</sup>、自分への辛い仕打ち、疎外にも耐えねばならない。導師の勤行であれ習慣であれ覗き探ろうとしてはならず、導師の前では多くを語らず<sup>(414)</sup>、導師の（専用の）座に座らず、また何ごとであれ導師に無理強いしてはならず、重要な事柄は導師の許可なしに行ってはならない。

（弟子の同胞に対する作法）<sup>(415)</sup>

自分自身に望むことを、彼ら同胞にも（そうあれかしと）と望むこと。笑顔で先に挨拶すること。祈願に於いても彼らを忘れないこと<sup>(416)</sup>。彼らの満足を求める。彼らを実際よりも良く思うこと。長上を敬い、目下の者を慈しむこと。敬虔、畏神、アッラーフの愛に於いて彼らと助け合うこと。彼らにアッラーフを喜ばすことを勧め、彼らのせいで起きたことに寛容であること。

もし自分に学があれば彼らを真実へと導き、自分が無知であるなら、彼らか

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

ら学ぶこと。草履を差し出すといったことででも、彼らに奉仕すること。彼らに対して謙虚で誠実であり、どんな時でも彼らを善意に解すること。彼らに誤りを見出した場合には、優しく忠告し、彼らから遠ざからず誤りからの救いを願うこと。彼らの事情を斟酌し、欠点を隠すこと。

(ハウージャカーン<sup>(417)</sup>の封印)

これ(ハウージャカーンの封印)は最大の柱であり、本体の名、否定と肯定(のズィクル)に次いで、ナクシュバンディーヤの師たちの教団だけの祈祷集(wird)の中でも、最も功徳のあるものである<sup>(418)</sup>。

それはまた願い事の成就、厄除けにも役立つ<sup>(419)</sup>。もし何かの願い事の成就のために読むなら金曜、または木曜、あるいは金曜と木曜、あるいは月曜の夜に清浄な状態で、一人で、あるいは師から(この封印の)読誦の免許を得た者と共に籠り(khalwa)、2ラクアの礼拝を行い、それぞれのラクアで(クルーン第1章)開扉章、(クルーン第2章第255節)玉座節を7回読み、平安の祈願を終え(礼拝を終え)た後で、以下の祈願文を声に出さずに唱える。

慈悲あまねく仁愛厚きアッラーフの御名に於いて。万世の主に称えあれ。使徒たちの長に祝福と平安あれ。アッラーフよ、全ての門の開き手、全ての原因の起因者、心と瞳を変転させる御方、迷える者の導き、救いを求める者の救い主、我を救い給え。主よ、私は汝に拠り頼み、万事を汝に託します。援助者、贈与者、解放者よ。我らが長ムハンマドと、その一統、教友たち全てにアッラーフの祝福あれ<sup>(420)</sup>。

その後以下のやり方で「封印」を読み始める。終了すれば、その報奨を預言者——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——とその家族(ahl bait-hi)、この「封印」を編んだ者(アブド・アル=ハーリク・アル=グジュダワーニー)の靈、ナクシュバンディーヤの法統<sup>(421)</sup>の人々(師たち)の靈に捧げ、彼らに目

標の達成への助けを求める、願い事の成就と厄除けのためのアッラーフへの仲介を求める。そして祈願が容れられることを楽観し同胞らに菓子を振舞う。

純粹な奉獻として行う場合には、時はいつでも良い。

その作法（は以下の通り）。

清淨<sup>(422)</sup>。何もない場所。畏怖。謙讓。近侍（huḍūr）<sup>(423)</sup>。戸締り。参加者がこの教団の認可を受けたものであること。最初から最後まで目を閉じていること<sup>(424)</sup>。この教団の教えを受けていない他所者が参加しないこと<sup>(425)</sup>。礼拝の「タワッルク座り」と逆の足組。

その要件は（以下の通り）<sup>(426)</sup>。

前述の祈願の1回の読唱。25回あるいは15回の赦免の祈願。師との「連結」。開扉章の7回の読唱。預言者への祝福100回。（クルアーン94章）開胸章79回の読唱、（クルアーン112章）純正章1001回の読唱。開扉章7回の読唱。以下の祈願文の読唱。クルアーンの易しい部分の読唱。

慈悲あまねく仁愛厚きアッラーフの御名に於いて。万世の主に称えあれ。最も高貴な使徒、我らが長ムハンマド、その一統、教友たち全てにアッラーフの祝福あれ。

アッラーフよ、我らの読唱したものを嘉納し給え。そしてそれを我らの靈の中の靈、目の保養、我らの長、我らの庇護者（maulā-nā）ムハンマド——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——そしてその完全な教友たち、特にナクシュバンディーヤの諸師たちの靈、また光極にしてこの「封印」の編者である我らの庇護者アブド・アル=ハーリク・アル=グジュダワーニー師の靈、また知恵の太陽・唯一の極・我が庇護者シャー・ナクシュバント師の靈、永遠の極・我が庇護者アフマド・アル=ファールーキー・アル=イマーム・アル=ラッバーニー師の靈、外形的・精神的両相の統合的完成者・我が庇護者アブド・アッラーフ・アル=ダフラウィー師の靈、栄光ある極・我らが庇護者ハーリド師の靈、

### 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

慈悲者を知る者・我らが庇護者ウスマーン尊師の靈，我らが庇護者・我々の師ウマル師——アッラーフが彼らの魂魄（sirr）を聖化し給いますように——そして神智者の王冠の真珠・我らの庇護者・導師ムハンマド・アミーン（アル＝クルディー）師への贈物となし給え。

私（ムハンマド・アミーンの息子ナジュム・アル＝ディーンか）は（付け加えて）「2つの派閥の指導者・我らの庇護者・導師サラーマ・アル＝イザーミー師（アル＝クルディーの後継者）——アッラーフが彼の魂魄を聖化し給いますように——への（贈物となし給え）」と言おう。

アッラーフよ，我々に彼らのバラカ（恩寵）を溢れさせ，我らを彼らの息吹で満たし，我らの（アッラーフの御許での）受け入れや願い事の成就のために，彼らの靈威をもって彼らを汝の御許での仲介者とし給え。最も慈悲深き御方（アッラーフ）よ。

我らが長ムハンマドと，その一統，教友たち全てにアッラーフの祝福あれ<sup>(427)</sup>。

この「封印」はアブド・アル＝ハーリク・アル＝グジュダワーニー師に帰されるものであるが，「アル＝イマーム・アル＝ラッバーニーの封印」もその代りになる。

（アル＝イマーム・アル＝ラッバーニーの封印）

それは（クルアーン 92 章）開胸章と（クルアーン 112 章）純正章の読唱の代りに「アッラーフによる以外にいかなる力も権能もない」と 500 回唱えることを除けば，アル＝ハワージャカーンの封印と作法も要件も同じである。

### 訳注

58 cf., al=Sanūsī, Sharḥ al=Sanūsīya al=Kubrā, p.409. 但し，通常クルアーン，スンナ，イジュマーハ，キヤースの4つの宗教の基礎が論じられるのは，イスラーム基礎法学（‘ilm uṣūl al=dīn）であり，宗教基礎学（神学）（uṣūl

al=dīn) ではない。

クルアーン、スンナ、イジュマーウ、キヤースは「全ての学者が認める (muttafaq 'alai-hi) 法源 (dalil)」と呼ばれる。cf., Nāṣir al-Dīn al-Baidāwī, *Minhāj al-Wuṣūl fī Ma'rifa 'Ilm al-Uṣūl*, Cairo, 1969, p.4, Wahba al-Zuhailī, *Uṣūl al-Fiqh al-Islāmī*, Dimashq, 1986, vol.1, p.417, Muṣṭafā al-Khin, 'Alī al-Shuraiḥī Muṣṭafā al-Bughā, *al-Fiqh al-Minhajī 'alā Madhab al-Imām al-Shāfi'i*, Dimashq, 1987, vol.1, p.22.

なお原文の構成では法源論は信仰箇条の最後に置かれているが、翻訳では第2部：宗教儀礼編の冒頭に置いた。

59 「ビドア」とは、「教友（預言者の直弟子）とそれに続く世代（孫弟子）が行わず、またシャリーアの典拠の帰結するところでもない新奇な事柄」al=Jurjānī, al=Ta'rifāt, Cairo, 1938, p.37.

但しサラフィー主義と伝統主義では、ビドアの内容は大きく異なる。ここでアル=クルディーの言うビドアは伝統主義の考えるビドアである。サラフィー主義と伝統主義のビドアの理解の違いの最たるものは、法学派の存在自体に対する態度である。即ちサラフィー主義者は、スンナ派4法学派の拘束性の教義をビドアとして批判するが、伝統主義の考え方では、伝統的に確立した法学派体制の否定こそビドアに他ならない。cf., Muḥammad Sa'īd Ramadān al-Būṭī, *al-Lāmadhhabīya Akhṭar Bid'a Tuhaddidu al-Shari'a al-Islāmiyya*, Dimashq, 1987.

60 スーフィズムでは、日常的意識を失って奇矯な発言する「憑かれた者 (majdhūb)」に一種の「聖性」を認める。

「憑かれた者 (majdhūb)」とは、至高なる真実在 (haqq=アッラーフ) が御自らのために嘉し給い、その御側に侍らすために選ばれ、聖化された水によって淨め給うた者であり、修行 (makāsib) や苦行 (matā'ib) によらずして、全ての（神秘道）の階梯 (maqāmāt) と位階 (marātib) を達成した者である。'Abd al-Mun'im al-Hafnī, *Mu'jam al-Muṣṭalahāt al-Sufīya*, Beirut, 1987, p.236. cf., al=Jurjānī, op.cit., p.178.

61 「義務」を maktūb とも呼ぶ。cf., Sa'dī Abū Jaib, *al-Qāmūs al-Fiqhī*, Dimashq, 1982, pp.372-373, Wahba al-Zuhailī, *Uṣūl al-Fiqh al-Islāmī*, Dimashq, 1986, vol.1, p.46, *al-Fiqh al-Islāmī wa Adilla-hu*, Dimashq, 1989, vol.1, pp.51-52, Muṣṭafā al-Khin, 'Alī al-Shuraiḥī, Muṣṭafā

- al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.22.
- 62 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.23, Sa‘dī Abū Jaib, *op.cit.*, p.283.
- 63 「推奨」は nāfila, taṭauwu', ihsān などとも呼ばれる。cf., Wahba al=Zuhailī, Uṣūl al=Fiqh al=Islāmī, vol.1, p.76, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1, p.52, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol., p.23.
- 64 「禁止」は mahzūr, ma’siya, dhanb, qabīḥ, mazjūr ‘an-hu, mutawa“ad ‘alai-hi とも呼ばれる。cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.23, Wahba al=Zuhailī, Uṣūl al=Fiqh al=Islāmī, vol.1, pp.80-81, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1, p.53. 但し Wahba al=Zuhailī には「行わないことによって報酬を得る」との意の表現はない。
- 65 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol., p.25, Wahba al=Zuhailī, Uṣūl al=Fiqh al=Islāmī, vol.1, p.83, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1, p.53.
- 66 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.24, Wahba al=Zuhailī, Uṣūl al=Fiqh al=Islāmī, vol.1, p.87, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1, p.53.
- 67 al=Muqaddima al=Hadramīya, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik では「ウドゥーウであれ、沐浴であれ」ではなく、「(儀礼的) 汚れ (ḥadath)」の解消」となっている。cf., Bā Faḍl al=Hadramī, al=Muqaddima al=Hadramīya, n.p., 1984, p.11, Shihāb al=Dīn al=Misrī, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik, Dimashq, 1985, p.19.  
 (儀礼的) 汚れの状態にあると礼拝を行うことができないため、所定の儀礼によってこの(儀礼的) 汚れを解消しなければならない。(儀礼的) 汚れを水によって解消するためには、ウドゥーウと沐浴の二通りの方法がある。
- 68 「真水 (muṭlaq)」とは「水の本質 (aṣl al=khilqa) を保っており、他の形容詞を伴わずに無限定に「水」と呼ばれる液体のことであり、味、色、匂いのいずれかが変ると無限定には「水」と呼べなくなるため、その液体は「真水」ではなくなる。cf., *ibid.*, pp.19-20, Bā Faḍl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.11-12.  
 イスラーム法学では水を (1) 净化用水 (tāhūr), (2) 清水 (tāhir), (3) 汚

水 (najis) に分類する。(1)「浄化用水」とは、「それ自体が清浄であれ、更に他のものを浄化する作用のある水」であり、(2)「清水」とは「それ自体は清浄であるが、他のものを浄化する作用はない水」であり、(3)「汚水」とは「浄化用水」でも「清水」でもないものである。不浄を解消し、汚物を落とすのに使用できる「浄化用水」は真水でなければならない。cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.19.

69 「儀礼的汚れの解消のために。また汚物を落とすため（に使用された水）でも（不可）。」cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.12-13.

70 サフランや酢のような清浄なものであっても、混入して味、色、匂いなどが変り水が変質すれば、浄化用水ではなくなる。紅茶などもこの範疇に入る。cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.33.

71 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.20.

72 1 エジプト・ラトルは約 450g。cf., Wahba al=Zuhailī, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1, p.75. また al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhhāb al=Imām al=Shāfi‘ī によると 2 クッラは 500 バグダード・ラトルで 192.857 kg に相当する。cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.34.

もし 2 クッラに達していれば、汚物がその中に落ちても、味、色、匂いが変わらない限り——少しならあっても——、その（水は）汚れない。Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.13.

73 al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhhāb al=Imām al=Shāfi‘ī によると、汚物の主要なものは（1）酒、（2）犬、豚、（3）死体（人間、魚、イナゴを除く）、（4）血（臓を含む）、（5）人間、動物の大小便、（6）生きた動物から切り取られたもの（食用動物の毛、羽毛を除く）、（7）非食用動物の乳、の 7 種に大別される。cf., *ibid.*, pp.38-40.

74 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, Nihāya al=Muhtāj, Cairo, 1967, vol.1., p.248.

75 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.43.

76 cf., *ibid.*, vol.1, p.42.

77 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.1, 262.

78 cf., *ibid.*, vol.1, pp.256-257.

- 79 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.13.
- 80 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.26-27.
- 81 旧エジプト・ズィラーウは46.2cm. cf., Wahba al=Zuhailī, *al=Fiqh al-Islāmī wa Adilla-hu*, vol.1, p.74.
- 82 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.25.
- 83 cf., 隠への放尿を除き, cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.37-39, 隠への放尿については, cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.48.
- 84 cf., al=Shāfi‘ī al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.1, pp.154-155. 但し *al=Muqaddima al=Hadramīya* では、「洗浄中に陰茎に触るなどの（ウドゥーハ）失効させる事項が無いこと」, 「顔と頭の一部と頸の下, 手と上腕の一部を洗う, と十分言えるだけの洗浄」, 「（多尿症などの場合）イスティンジャーハを先に行うこと」を省き, 「ウドゥーハが義務であることを知っており, その義務の一部をスンナと取り違えていないこと」, 「汚物を落とすこと, 四肢の上に水を変質させるものがないこと」, 「ニーヤ（意図）に（アッラーフが欲し給えば, の句による）限定を付けないこと（*an lā yu‘allīqa*）」の3つの事項を加えて, ウドゥーハの条件を10事項としている。cf., *ibid.*, p.21.
- 85 cf., *ibid.*, pp.16-18, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.25-28.
- 86 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.18-20.
- 87 *al=Muqaddima al=Hadramīya* には「右から行わないこと」ではなく「巡礼が, 濃い顎鬚を梳くこと」をいれて4つとしている。cf., *ibid.*, p.21. 「右から行わないこと」については, cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.30, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.61.
- 88 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.22-23.
- 89 精液は, ウドゥーハではなく, 後述の沐浴を義務付ける。al=Shāfi‘ī al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.1, p.111.
- 90 cf., *ibid.*, pp.21-22. 「直線的に行う」とは「上は右手の指を開いて足の爪先に当て, 下は左手の指を踵に当て, 右手は後ろに, 左手は前に運ぶこと」 Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.67, cf., al=Shāfi‘ī al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.1, p.207.
- 91 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.67.

- 92 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.27.
- 93 死者を葬る前には通常沐浴を施すが、殉教者は沐浴抜きで葬る。後述。
- 94 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.1, p.154.
- 95 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.28.
- 96 *al=Muqaddima al=Hadramīya* では、沐浴のスンナは以下の通りである。  
「キブラの方向を向くこと。ニーヤを表明しつつの唱名。両手を洗うこと。汚物を落すこと。ウドゥーウ。身体の満んだ箇所に念を入れ（て水をかけ）ること。濡れた手で髪の付けねを3回梳き、その後で頭、次いで右半身、次いで左半身に水をかけること。3回繰り返すこと。毎回強く擦ること。ニーヤを継続させること。（使う）水（の量）が1サーウ（2.751）を下回らないこと。服喪（待婚期間）中の未亡人以外は、月経の跡を麝香、あるいは香料、あるいは土で処することであるが、いずれも見付からない場合は水で足りる。射精の後は尿が出る前に沐浴をしないこと。沐浴が終わった後で、典拠のあるディクル（dhikr ma‘thūr）（後述）を唱えること。手助けを求めないこと。」*ibid.*, p.28.
- 97 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.45-47, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.31-33.
- 98 *al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhab al=Imām al=Shāfi‘ī* は、「その前にキブラの方角を探すこと」を加えた5条件、‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik は（1）礼拝の定刻に入った後であること、（2）埃ののった清浄で純粋な砂であること、（3）水を使用ができないこと、の3条件、*al=Muqaddima al=Hadramīya*, では、（1）砂によること、（2）（砂が）清浄であること、（3）（砂が）未使用であること、（4）小麦粉などが混じっていないこと、（5）（まさに他でもない）それ（砂の集積）を念頭におくこと、（6）2回（地）を打つことによって（それぞれ）顔と手を撫でること、（7）最初に汚物を落とすこと、（8）その前にキブラの方角を探すこと、（9）礼拝の定刻に入ってからタヤンムムを行うこと、（10）個別の義務（連帶義務の対概念；既述）（の礼拝の）一回毎に（新たに）タヤンムムを行うこと、の10条件を挙げている。cf., Muṣṭafā al-Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.94, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.44-45, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.33.
- 99 cf., *ibid.*, p.34. ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik では7つと数えているが、実質は変わらない。cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.48-49.
- 100 （儀礼的）<sup>※</sup>汚れ（hadath）には、ウドゥーウによって解消できる小汚（hadath asghar, or hadath）と沐浴を要する大汚（hadath akbar, or junub）がある。

- 101 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, pp.49-50.
- 102 斋戒者に限って太陽の南中の後の歯磨が自齋行為になるのを除き、歯を磨くことはどんな時でも推奨行為となるが (cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p. 23), 「歯磨」が特にタヤンムムのスンナであるとの表現は *al=Muqaddima al=Hadramīya, 'Umda al=Sālik wa 'Udda al=Nāsik, Nihāya al=Muḥtāj, al=Fiqh al=Manhajī 'alā Madhhab al=Imām al=Shāfi'i* のいずれにもない。
- 103 cf., Muṣṭafā al=Khin, 'Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, 97.
- 104 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.50
- 105 cf., al=Shāfi'i al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.1, pp.319-320.
- 106 cf., Muṣṭafā al=Khin, 'Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.68-70.
- 107 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.35, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.51.
- 108 cf., al=Shāfi'i al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.1, pp.356-357.
- 109 cf., *Takmila al=Majmū ' Sharḥ al=Muhadhdhab, al=Fiqh al=Manhajī 'alā Madhhab al=Imām al=Shāfi'i* によると妊娠の最短期間は 6 か月であり, *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu* も妊娠の最短期間は 4 法学派全てにおいて 6 か月としている。cf., *Takmila al=Majmū ' Sharḥ al=Muhadhdhab*, vol.18, p.125, Muṣṭafā al=Khin, 'Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.83, Wahba al=Zuhailī, *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu*, vol.7, p.636.  
「2 瞬間」の出典は不明。出産に要する時間等とも考えられる。cf., al=Shāfi'i al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.7, p.135.
- 110 cf., Muṣṭafā al=Khin, 'Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.83-84.
- 111 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.23-24, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.36.
- 112 つまり学習のため、引用のためなど、朗唱自体を目的とするのなくクルアーンの一節を読むことは許される。
- 113 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.27-28., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, pp.41-42.

- 114 cf., *ibid.*, p.52. 但し ‘*Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik* は、「(儀礼的)汚れの解消を意図しての浄化 (tahāra)」を禁止事項の項目に加えている。
- 115 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.81-82.
- 116 cf., al=Shāfi‘ī al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.1, p.360, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.100. 5回の内訳については後述。
- 117 cf., Bā Faḍl al=Hadramī, *op.cit.*, p.37, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.57.
- 118 cf., Bā Faḍl al=Hadramī, *op.cit.*, p.103, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.103.

礼拝が義務であると信じていながら怠慢から、礼拝の時刻が過ぎ、その強制 (*darūra*) の時間帯の終了が迫ってもそれを行わない者は、不信仰に陥ったことはならないため、斬首されるが、沐浴、葬礼を施され、ムスリムの墓地に葬られる。Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.57.

なお「強制時間帯 (waqt al=darūra)」とは「定刻の終盤」*ibid.*, p.57.

- 119 以下引用。

ムスリムの間で成長した者であれば、礼拝、喜捨、斎戒、巡礼の義務や酒や姦通の禁止など、それが義務であり、禁止されていることにコンセンサスが成立しており、またイスラームの教義の一部であると必ず知られていることを否定するなら、不信仰に陥ったことになり処刑される。Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.57, cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.103.

- 120 Abū Ishāq al=Shīrāzī, al=Tanbīh, Beirut, 1983, Abū Shujā‘, al=Taqrīb, Cairo, 1980, al=Minhāj, ‘*Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik*, Ahmad bn Arslān, Matn al=Zubad, Makka, 1984, al=Muqaddima al=Hadramīya などのシャーフィー派の伝統的法学綱要の「礼拝の書」には、対応する記述は見出されない。

- 121 al=Muqaddima al=Hadramīya, ‘*Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik*, al=Minhāj は「礼拝の義務の条件」と後述の「礼拝が有効である条件」を区別せずに礼拝の条件を挙げているが、al=Muqaddima al=Hadramīya の挙げる条

## 宗教学を初めて学ぶ者の悦び

件は（1）イスラーム、（2）ものごころ（*tamyīz*）、（3）（礼拝の）定刻に入ること、（4）礼拝が義務であるとの認識、（5）服が汚れなく清浄であること、（6）身体が汚れなく清浄であること、（7）（礼拝を行う）場所が汚れなく清浄であること、（8）秘所（後述）を覆うこと、（9）キブラの方向を向くこと、（10）（礼拝に無関係な）言葉を発しないこと、（11）多くの（余分な）動作がないこと、（12）（礼拝中に）飲食しないこと、（13）イフラームのニーヤに疑いを抱きつつ行為、言葉の構成要件を行うこと、（15）礼拝の中斷のニーヤを抱かないこと、（15）何かを礼拝の中斷の条件としないこと、の15であり、「*Umda al=Sālik wa ‘Uddā al=Nāsik*」の条件は、（1）（儀礼的）汚れと汚物の淨め、（2）秘所を覆うこと、（3）キブラの方向を向くこと、（4）（礼拝に無関係な）言葉を発しないこと、（5）食事を摂らないこと、（6）多くの（余分な）動作がないこと、（7）（礼拝の）定刻に入ったことの認識、（8）礼拝が義務であることの認識、の8つ、*al=Minhāj* の条件は（1）定刻（に入ったこと）の認識、（2）キブラの方向を向くこと、（3）秘所を覆うこと、（4）（儀礼的）汚れからの清浄、（5）服と身体と場所の清浄の5つである。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.62-68, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.88, al=Nawawī, *al=Minhāj*, vol.2, pp.4-16.

また *al=Muqaddima al=Hadramīya*, 「*Umda al=Sālik wa ‘Uddā al=Nāsik*」には「義務の条件」の表現はないが、礼拝が「全ての清浄な判断力を有する成人したムスリムの義務であり」、「生まれついての不信者には、（入信以前の日々の礼拝の）カダーウ（定刻後の履行）は（義務では）ない」とあり、*al=Fiqh al=Manhāji ‘alā Madhhab al=Imām al=Shāfi‘i* も同様である。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.36-37, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.57, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, vol.1, *op.cit.*, p.111.

122 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.38, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.58. 太陽の南中時の礼拝は禁止される。（後述）

123 つまりズフル（昼）の定刻が終ってから、マグリブ（日没）まで。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.38, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.58.

124 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.39, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.58.

125 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.39, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.59.

126 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.39, Shihāb al=Dīn al=Misrī,

- op.cit., p.59.
- 127 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.40, Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., p.59.
- 128 cf., al=Nawawī, Rauda al=Tālibīn wa ‘Umda al=Muftīn, Beirut, 1985, vol.1, p.183.
- 129 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., p.57.
- 130 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.40.
- 131 cf., ibid., p.40.
- 132 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., pp.75-76.
- 133 cf., ibid., pp.41-42, Shihāb al=Dīn al=Misrī, p.109.
- 134 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.41, Shihāb al=Dīn al=Misrī, 109.
- 135 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.42, Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., p.61.
- 136 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., pp.42-43, Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., p.61.
- 137 cf., ibid., p.61.
- 138 al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhhab al=Imām al=Shāfi‘ī は、「礼拝が有効である条件」を（1）清浄、（2）定刻に入ったことの認識、（3）秘所を覆うこと、（4）キブラの方向を向くことの4つに纏めている。cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, op.cit., vol.1, pp. 121-128. また注116 参照。
- 139 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., pp.62-64, Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., pp.64-66.
- 140 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.64, Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., p.67.
- 141 cf., ibid., p.68.
- 142 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.62, Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., p.59.
- 143 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., pp.64-66, Shihāb al=Dīn al=Misrī, op.cit., p.69-70.
- 144 cf., ibid., pp.88-89. なお al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhhab al=Imām al=Shāfi‘ī は、構成要件 6, 8, 10, 12 の「静止」を独立の構成要件とせず、そ

宗教学を初めて学ぶ者の悦び

それぞれ「屈伸礼」、「直立」、「跪拝」、「正座」の条件として、構成要件を 13 に纏めている。これは *al=Muqaddima al=Hadramīya* と同じであるが、*al=Muqaddima al=Hadramīya* は「構成要件 (rukñ)」ではなく「義務 (fard)」の語を用いている。cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, pp.129-142, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.46-51. なお番号は訳者による。

- 145 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, pp.144-146, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.89. 但し ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik には、クヌートの後の預言者とその一統と教友たちへの平安の祈願は含まれていない。
- 146 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.55.
- 147 cf., *ibid.*, pp.51-52.
- 148 cf., *ibid.*, p.52.
- 149 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.73.
- 150 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.52.
- 151 cf., *ibid.*, p.52.
- 152 cf., *ibid.*, p.53.
- 153 cf., *ibid.*, pp.52-53.
- 154 cf., *ibid.*, p.53.
- 155 cf., *ibid.*, p.54.
- 156 cf., *ibid.*, p.54-55.
- 157 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.78. *al=Muqaddima al=Hadramīya* では、「彼の称賞と共に (wa bi-hamdi-hi)」の付加がある。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.54.
- 158 cf., *ibid.*, p.56.
- 159 cf., *ibid.*, p.57.
- 160 cf., *ibid.*, pp.57-58. 「イフティラーシュ (iftirāsh) 座り」とは「左足を広げて (yafrishu), その上に座り, 右足を立てること (立て膝ではなく足の甲を立てること)」Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.80. 「タワルク (tawarruk) 座り」とは、「左足を広げて (yafrishu), 右足を立て, それ (左足) を下から (右側に) 出し, 臀部 (warik) を地面につけること」*ibid.*, p.81.
- 161 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.58.
- 162 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.81.

- 163 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.59.
- 164 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, vol.1, *op.cit.*, p.155, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.60.
- 165 cf., *ibid.*, p.61.
- 166 cf., *ibid.*, p.60.
- 167 cf., *ibid.*, pp.69-70. 但し、「不要な合図」、「頭部の露出」、「跪拝で前腕部を地面につけること」、「腰を締めること (shadd wasaṭ-hi)」については, al=Muqaddima al=Haḍramīya, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik, Nihāya al=Muḥtāj, al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhab al=Imām al=Shāfi‘īなどのシャーフィー派法学書のいずれにも言及がない。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.69-70, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.87, al=Shāfi‘ī al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.2, pp.57-65, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.160-163.
- 「跪拝で前腕部を地面につけること」については, cf., Wahba al=Zuhailī, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1, p.782.
- 「腰を締めること」については al=Minhāj には「屈身礼などでポケットの穴から秘所が見えるようなら（秘所の覆いは）十分でなく、腰布を巻くか、腰（の上の服）を（引き）締めるかさせよ」とある。al=Nawawī, al=Minhāj, vol.2, p.10.
- 168 礼拝の条件、構成要件に瑕疵が生ずるとその礼拝は無効となる。
- 169 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.85, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.167.
- 170 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.86.
- 171 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.168.
- 172 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.86.
- 173 ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik の「礼拝を無効とするもの (mufsidaṭ)」節, al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhab al=Imām al=Shāfi‘ī の「礼拝を無効とするもの (mubṭilāt)」節には「背教」は特に言及されていない。cf., *ibid.*, vol.1, pp.85-86, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.167-170.
- 174 cf., *ibid.*, vol.1, p.168.
- 175 cf., *ibid.*, vol.1, p.170.

宗教学を初めて学ぶ者の悦び

- 176 cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.57, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.170.
- 177 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.86, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.168-169.
- 178 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.90, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.108-109.
- 179 「重視されるもの」以外については, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik, Nihāya al=Muḥtāj は、マグリブの前の2ラクア、イシャーハの前の2ラクアを義務礼拝の前後のスンナに数えていないため、総数は18ラクアになる。cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.90, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, pp.108-109.  
al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhab al=Imām al=Shāfi‘ī, Nihāya al=Muḥtāj はこの18ラクアに、マグリブの前の軽い2ラクア、イシャーハの前の軽い2ラクアをスンナとしているため、総数は22ラクアとなっている。cf., *ibid.*, vol.1, p.108-109, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.212-215.
- 180 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.90-91, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.75.
- 181 出典不明。以下引用。

最も良いのはイシャーハの後のスンナの後に早めに行うことである。但し、タハッジュド（深夜礼拝）を行う者は別で、その場合はタハッジュドの後で行うために遅らせる方が良い。Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.91.

- 182 cf., *ibid.*, p.91.
- 183 cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.126.
- 184 cf., *ibid.*, vol.2, pp.130-131.
- 185 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.218, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.7-76. 但し Nihāya al=Muḥtāj では、最善は6ラクアとある。cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.117.
- 186 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.76.
- 187 cf., *ibid.*, p.76, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.215.

188 以下引用。

不注意の跪拝の理由となることは2つ、即ち命じられたことの不履行と、禁じられた行為の違反である。

(1) 命じられたことの不履行：構成要件の一つを忘れ、あとで気付いた場合には、それを行った後で、それに続く残りを行い、不注意の（赦しを請う）ために跪拝する。

また「部分 (ba'd)」を抜かした場合には、たとえ故意（に抜かした）であっても跪拝をするが、この2つ（構成要件と「部分」）以外を抜かした場合には、跪拝はしない。

(2) 禁じられた行為の違反：禁じられた行為を犯した場合には、それが故意であっても礼拝を無効にしないものであれば跪拝はしない。もし（礼拝を）無効とするなら、不注意に行った場合には無効としないとしても、その不注意のために跪拝する。

故意でも（礼拝を）無効としないものの例外は、（クルアーン第1章）開扉の章か、信仰告白、あるいは両者の一部を、本来の場以外で読んだ場合であり、それが故意であったとしても（礼拝を）無効としないが、その不注意のために跪拝する。

Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.94.

*al=Fiqh al=Manhajī 'alā Madhhab al=Imām al=Shāfi'i* は「不注意の跪拝」を要する事項を、(1)「部分」を抜かした場合、(2)行ったラクアの回数に疑惑が生じた場合、(3)故意なら礼拝を無効とする禁じられた行い、(4)礼拝の構成要件、「部分」、クルアーンの節（の朗唱）を別の場所と間違えた場合、と整理している。cf., Muṣṭafā al=Khin, 'Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.172-173.

189 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.96.

190 cf., al=Shāfi'i al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.89.

191 モスクでのアザーンとイカーマが公然と行われている、などで。cf., Abī al=Diya' Nūr al=Dīn 'Alī bn 'Alī al=Shabrāmalsī al=Qāhirī, *Hāshiyya Nihāya al=Muḥtāj* (*Nihāya al=Muḥtāj*), vol.2, pp.136-137.

192 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.78, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.99. 但し「着衣の」の表現はない。

「着衣の」について：裸者には、それ（集団礼拝）は義務ではない。al=Shāfi'i

- al=Şaghîr, *op.cit.*, vol.2, p.135.
- 193 cf., al=Nawâwî, *Rauða al=Tâlibîn wa 'Umda al-Muftîn*, vol.1, p.341.
- 194 cf., Bâ Fadl al=Hadramî, *op.cit.*, p.79, Shihâb al=Dîn al=Mîsrî, *op.cit.*, p.102.
- 195 cf., al=Shâfi'i al=Şaghîr, *op.cit.*, vol.2, p.173.
- 196 cf., Shihâb al=Dîn al=Mîsrî, *op.cit.*, p.106.
- 197 cf., Bâ Fadl al=Hadramî, *op.cit.*, p.81, al=Shâfi'i al=Şaghîr, *op.cit.*, vol.2, p.168..
- 198 cf., Bâ Fadl al=Hadramî, *op.cit.*, p.81. 「無教養人」の詳細な説明は。cf., al=Shâfi'i al=Şaghîr, *op.cit.*, vol.2, pp.168-172.
- 199 al=Muqaddima al=Hadramîya は追隨者の集団礼拝が有効である条件を、  
(1) 先導者の瞳より前に出ないこと, (2) 先導者の動作を把握すること, (3)  
モスクで集まるか, (モスクの) 外なら 300 ズィラーウ以上離れないこと, (4) 追  
隨のニーヤ (意図), (5) 両者の礼拝の形態 (nazm) の一致, (6) 先導者がスン  
ナに明確に反した場合でも従うこと, (7) 後続, の 7 つに纏めている。cf., Bâ  
Fadl al=Hadramî, *op.cit.*, pp.81-84. なお 300 ズィラーウ (ハーシミー) は約  
150 m。cf., Muṣṭafâ al=Khin, 'Alî al=Shuraihî, Muṣṭafâ al=Bughâ, *op.cit.*, vol.1, p.182.
- 200 cf., al=Shâfi'i al=Şaghîr, *op.cit.*, vol.2, p.208.
- 201 cf., Shihâb al=Dîn al=Mîsrî, *op.cit.*, p.103.
- 202 cf., *ibid.*, p.108.
- 203 cf., *ibid.*, p.108.
- 204 cf., Shihâb al=Dîn al=Mîsrî, *op.cit.*, p.108.
- 205 cf., *ibid.*, p.103.
- 206 cf., *ibid.*, p.103.
- 207 cf., al=Shâfi'i al=Şaghîr, *op.cit.*, vol.2, p.168.
- 208 cf., Shihâb al=Dîn al=Mîsrî, *op.cit.*, p.103.
- 209 cf., *ibid.*, p.103, cf., Bâ Fadl al=Hadramî, *op.cit.*, p.84.
- 210 先導者に望まれる資質は人々の中で最もイスラーム法に通じている (afqah) こ  
と, クルアーン読唱に長けていること (aqra'), 敬虔であること (aura') など。  
cf., *ibid.*, p.86, Shihâb al=Dîn al=Mîsrî, *op.cit.*, p.105.
- 211 cf., *ibid.*, p.109.

列の間が3ズィラーウ以上離れないという条件で。al=Shāfi‘ī al=Šaghīr,  
*op.cit.*, vol.2, pp.201-202.

212 以下引用。

(先導者と追随者の)並立は自肅すべきであり、集団(礼拝)の功徳は失われる。  
*ibid.*, vol.2, p.187.

213 以下引用。

追随者が一人で立つことは自肅すべきである。… 中略 … 集団(礼拝)の功徳は消失する。*ibid.*, vol.2, p.196.

214 *Nihāya* al=Muhtāj の挙げる短縮の条件は、(1) 48マイルを越える長距離の旅行であること、(2) 特定の目的地を念頭においていること、(3) 不正な目的の旅の者('āṣī)でないこと、(4) (4ラクアの礼拝を)完遂する者に追随しないこと。(5) イフラームの時点で、短縮のニーヤを有していること、(6) 旅行の間中短縮のニーヤに矛盾することがないこと、(7) 全ての礼拝の間旅が続いていること、(8) 短縮が許されていることを知っていること、の8条件であり、  
al=Muqaddima al=Hadramīya は短縮の条件を(1)それが許されていることを知っていること、(2)(4ラクアを)完遂する者、あるいは旅行中であることが疑わしい者に追随しないこと、(3)イフラームの時点で短縮のニーヤを持つこと、(4)礼拝の初めから最後まで旅行が継続すること、の4条件に、al=Fiqh  
al=Manhajī 'alā Madhab al=Imām al=Shāfi‘ī は(1)旅行中に(礼拝)の義務が生じ、旅行中に履行すること、(2)出発する町に城壁があれば城壁を、なければ集落を過ぎること、(3)到着と出発の2日を除く4日以上、その旅先へ居留するニーヤを有さないこと、(4)居留者(の礼拝)に追随しないこと、の4条件に纏めている。cf., al=Shāfi‘ī al=Šaghīr, *op.cit.*, pp.257-272, Bā Fadl  
al=Hadramī, *op.cit.*, p.89, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā  
al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, pp.185-187. また ‘Umda al=Sālik wa ‘Uddā  
al=Nāsik は短縮の条件を(1)礼拝の全体が(行われるのが)旅行中であること、(2)イフラームの時点で短縮のニーヤを持つこと、(3)礼拝の一部といえども(4ラクアの礼拝を)完遂する者に追随しないこと、の3条件とし、短縮を許す旅行の条件を(1)「背神(ma’siya)」のための旅でないこと、(2)旅程が片道48マイル(1マイル=1848 m)以上であること、(3)旅程の認識、(4)町の城壁か

宗教学を初めて学ぶ者の悦び

- 集落を過ぎること、の4条件としている。cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, pp.112-113.
- 215 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.89, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.114.
- 216 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.90, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.115.
- 217 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.90, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.115. 但し ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik は「第2の礼拝の終了までの旅行の継続」を遅れての礼拝の結合の条件に加えていない。
- 218 *al=Muqaddima al=Hadramīya* の挙げる集団礼拝、金曜集合礼拝を免除される免責事項は、以下の通り。(1) 服を濡らす雨、(2) 病気、(3) 看護人のいない病人の看病、(4) 親戚、王侯、親友、先生、解放奴隸とその主人の間柄での臨終の看取り、(5) 自分の身体、名譽、財産の危険、(6) 貧しい債務者の監視、(7) 刑罰の恩赦の期待、(8) 定刻に余裕がある場合の用便の我慢 (*mudāfa‘a al=hadath*)、(9) 相応しい衣類の欠如、(10) 激しい眠気、(11) 夜の強風、(12) 激しい飢え、渴き、(13) 寒気、(14) ぬかるみ、(15) ズフル（真昼）の酷暑、(16) 同行者の出発、(17) ネギ類を食べること、(18) 市場の屋根の倒壊、(19) 地震,  
cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.80.
- 219 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.90-91.
- 220 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.122.
- 221 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.92-93, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.122.
- 222 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.92, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.122.
- 223 cf., *ibid.*, p.123.
- 224 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.96.
- 225 cf., al=Shāfi‘ī al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.346.
- 226 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.96.
- 227 cf., *ibid.*, p.92, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.122.
- 228 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.93, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.122.
- 229 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.94, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.123.

- 230 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.93-94, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.123.
- 231 cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghîr, *op.cit.*, vol.2, pp.291-293. 但しアル=シャーフィー・アル=サギール自身は合法的な (mubâh) な旅なら許されるとの説を採っている。cf., *ibid.*, vol.2, p.293.
- 232 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.94-95, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.124-125. 但し *al=Muqaddima al=Hadramīya* には「爪切り」はなく、‘Umda al=Sâlik wa ‘Udda al=Nâsik には「モスクに早く行くことに」、「説教師以外については」の限定がない。
- 233 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.94-95, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.123-125.
- 234 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.126, Muṣṭafā al=Khîn, ‘Alî al=Shuraihî, Muṣṭafā al=Bughâ, *op.cit.*, vol.1, p.222.
- 235 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.98-99, Muṣṭafā al=Khîn, ‘Alî al=Shuraihî, Muṣṭafā al=Bughâ, *op.cit.*, vol.1, p.223.  
但し ‘Umda al=Sâlik wa ‘Udda al=Nâsik では、「太陽が槍の長さまで昇ってから、傾き始めるまで（に行うこと）が推奨される」となっている。Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.126.
- 236 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.99, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.126-127.
- 237 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.99, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.126-127. 「それ（祭礼）は集団（礼拝で行うこと）が推奨されている」*ibid.*, p.126.
- 238 イスラームの暦では1日は日没から始まるため、ここで言う「祭礼の夜」とは、祭礼前夜に相当する。
- 239 「干肉の日々」とは犠牲祭の翌日からの3日間を指す。cf., Muṣṭafā al=Khîn, ‘Alî al=Shuraihî, Muṣṭafā al=Bughâ, *op.cit.*, vol.1, p.226.
- 240 巡礼者以外には。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.100.
- 241 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.100. 犺牲祭のタクビーラについては、巡礼者については、開始に「犺牲の日のズフル」説、「アラファの日のスブフ」説、終了に「干肉の日々の最後の日のスブフ説」、「干肉の日々の最後の日のアスル説」、巡礼者以外については開始に「犺牲の日のズフル」説、「犺牲の夜のマグリブ」説、「アラファの日のスブフ」説、終了に「干肉の日々の最後の日のスブフ説」、「干肉

宗教学を初めて学ぶ者の悦び

の日々の最後の日のアスル説」があつて定説はない。cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghır, op.cit., vol.2, pp.398-399, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, op.cit., vol.1, p.226, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, op.cit., pp.127-128.

242 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.101, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, op.cit., p.129.

243 例えば ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik によると、最も完全な形では第1の起立 (qiyām) では（クルアーン第1章）開扉の章の後で（第2章）雌牛章を、第2の起立 (qiyām) では開扉の章の後で（第3章）イムラーン家章を、第3の起立 (qiyām) では開扉の章の後で（第4章）女人章を、第4の起立 (qiyām) では開扉の章の後で（第5章）食卓章を読み、第1の屈身礼では（第2章）雌牛章の100節を読むのに相当する量（時間）のアッラーフの称賛を行い、第2の屈身礼では80節を読むのに相当する量のアッラーフの称賛を行い、第3の屈身礼では70節を読むのに相当する量のアッラーフの称賛を行う。cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, op.cit., pp.129-130.

244 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.101.

245 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, op.cit., p.130.

246 cf., Abū al-Dīyā’ Nūr al=Dīn ‘Alī bn ‘Alī al=Shubrāmalsī al=Qāhirī, op.cit., vol.2, 408.

247 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.101, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, op.cit., p.130.

248 cf., al=Nawawī, Rauḍa al=Tālibīn wa ‘Umda al=Muftīn, vol.2, p.90.

249 cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghır, op.cit., vol.2, p.417-418.

250 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, op.cit., vol.1, p.243. 斎戒を命ずるのは3日であるが、礼拝当日も斎戒するため計4日の斎戒となるとするのが通説。cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghır, op.cit., vol.2, p.415, Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.102, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, op.cit., p.131.

251 cf., Bā Fadl al=Hadramī, op.cit., p.102, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, op.cit., p.131.

252 cf., al=Shāfi‘ī al=Şaghır, op.cit., vol.2, p.418-424.

- 253 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.43.
- 254 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.106, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.134.
- 255 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.108, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.138.
- 256 4か月をもって分けるのが通説。

早産については、泣くか痙攣でもあれば、成人の規定に準ずる。そうでない場合には、4か月に達していれば、沐浴は施すが、礼拝は行わない。そうでない（4か月未満の）場合には埋葬だけが義務となる。*ibid.*, p.139. cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.109, Wahba al=Zuhailī, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.2, p.464.

- 257 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.2, p.442.
- 258 以下引用。

汚物を除去してから。Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.106, al=Nawawī, al=Minhāj (*Nihāya* al=Muhtāj), vol.2, p.442.

- 259 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.108, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.134. なお「高い所に置いて行う」については、cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.2, p.440.

260 出典不明。

- 261 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.107, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.135.

262 以下引用。

女性には絹、紅花、サフランで染めた布は自粛すべきである。Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.135.

- 263 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.107-108, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.137-138.

- 264 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.2, p.475.

- 265 cf., *ibid.*, p.108, al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.2, p.475.

266 以下引用。

- 礼拝開始の祈願 (*iftitāh*) は行わずに。Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.108, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.475.
- 267 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.1, p.254. 祈願句に関しては, cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, pp.136-137, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, pp.475-480.
- 268 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.137, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.2, p.480.
- 269 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.140, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.3, p.7.
- 270 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.109, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.140.
- 271 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.140, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.3, pp.4-5.
- 272 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.140, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.3, pp.9, 32-34. 但し「マムルーク諸侯についても」の句はない。
- 273 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.140, al=Shāfi‘ī al=Şaghīr, *op.cit.*, vol.3, p.35.
- 274 以下引用。
- 埋葬後, 死者に以下のように語りかけて教示を行うことが推奨される。  
「アッラーフの僕, アッラーフの婢の子よ, おまえが現世を去った状態を思いだせ。そしてアッラーフの他に神はなく, ムハンマドはアッラーフの使徒であり, 天国は真であり, 火獄は真であり, 復活は真であり, 審判の日は疑いなく到来し, アッラーフは墓の中の者を復活させ給うと証言していたこと, そしておまえがアッラーフが主であり, イスラームが宗教であり, ムハンマド——彼にアッラーフの祝福と平安あれ——が預言者であり, クルアーンが導き (*imām*) であり, カアバ神殿が礼拝の方向であり, ムスリム (*mu'minūn*) が同胞であることを信じて幸せであった (*radaita*) ことを（思い出せ）」  
……中略…… 但し子供（の死者）などに対しては教示は行われない。  
al=Nawawī, *Rauḍa al=Tālbīn wa 'Umda al=Muftīn*, vol.2, pp.137-138.
- 275 以下引用。

「古い墓地 (maqbara musabbala) に」; [al=*Muhimmāt* によると, 「たと

えワクフとして寄進されたものでなくとも、その土地の住人がそこに埋葬する習慣が確立することによって」。ワクフとして寄進されたものであれば、なお更同様（の規定が適用されるべき）である。]「建造されれば」；[建築建物が]「取り壊される」；[その建築が]義務としてである。その不可侵性（*hurma*）と、それによって生ずる住民への迷惑（*tadyiq*）のためである。建てられたのがドームであれ住居であれモスクであれ何であれ（取り壊す義務がある）。] al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.34.

276 以下引用。

必要な場合を除き。cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.139, al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, pp.10-11.

277 cf., Bā Faḍl al=Haḍramī, *op.cit.*, p.109, al=Nawawī, Rauda al=Tālbīn wa ‘Umda al=Muftīn, vol., 2, p.140.

278 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.141, al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3., pp.13-14.

279 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.142.

280 cf., *ibid.*, p.143. 以下引用。

小児や狂人の財産にも義務として課され、両者（小児、狂人）の財産から支払う義務は後見人にある。al=Nawawī, Rauda al=Tālbīn wa ‘Umda al=Muftīn, vol.2, p.149.

281 鉱物と埋蔵品を別項として立てる場合もある。cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.144, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.27-28.

282 cf., Bā Faḍl al=Haḍramī, *op.cit.*, pp.114-115, Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.155.

ミスカールにはミスカール・イラーキーとミスカール・アジャミーの2種があり、1ミスカール・イラーキーは5g, 1ミスカール・アジャミーは4.8gに相当し、1ディルハムは0.7ミスカールに相当する。cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.30.

283 cf., Shihāb al=Dīn al=Miṣrī, *op.cit.*, p.156.

284 cf., al=Nawawī, Rauda al=Tālbīn wa ‘Umda al=Muftīn, vol.2, pp.194-195.

285 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.112-113, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.152-153.

なお1ワスクは320バグダード・ラトル。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.113, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.153.

1バグダード・ラトルは408cc。cf., Wahba al=Zuhailī, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1., p.75. また1ワスクは60サーヴであるが、1サーヴは3,000ccとも言われる。cf., Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.40.

286 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.110-111, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.145-149.

287 以下引用。

斎戒明けの祭礼の（前）夜の日没時に生存していること（idrāk）により義務となる。Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.116, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.159.

既述の時間（斎戒明けの祭礼前夜（=シャウワール1日）の日没）に加えてラマダーン月の一定期間に生存していることが必要である。al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.110.

288 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.116-117, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.158-159. サーヴについては275) 参照。

289 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.117, al=Shāfi‘ī al=Saghīr *op.cit.*, vol.3, p.137.

290 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.118, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.162.

291 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.164, al=Nawawī, Rauda al=Tālibīn wa ‘Umda al=Muftīn, vol.2, pp.331-332.

292 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.117, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.159.

293 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.149, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.120, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.169.

294 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.150.

295 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.167.

- 296 cf., al=Shāfi‘ī al=Şagħir, *op.cit.*, vol.3, p.176, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.120-122, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.170-172.  
但し al=Muqaddima al=Hadramīya, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik は「発狂」には言及していない。
- 297 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.122-125, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.173-175.  
al=Muqaddima al=Hadramīya には「フィトルをナツメヤシにし」がなく、‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik には「自由喜捨の敢行」はない。「フィトルをナツメヤシにし」は cf., al=Shāfi‘ī al=Şagħir, *op.cit.*, vol.3, pp.180-181, 「自由喜捨の敢行」については cf., *ibid.*, vol.3, p.183.
- 298 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.127-128, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.175-176. 但し「9日（アラファの日）の斎戒（がスンナとなるの）は巡礼者を除いてであり、巡礼者は斎戒を解く方が良い」Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.176, al=Shāfi‘ī al=Şagħir, *op.cit.*, vol.3, p.206.
- 299 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.122, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.186.
- 300 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.172, al=Shāfi‘ī al=Şagħir, *op.cit.*, vol.3, p.204.
- 301 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.126, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.172.
- 302 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.126, al=Shāfi‘ī al=Şagħir, *op.cit.*, vol.3, pp.189-190. 1 ムッドは4分の1 サーウ。cf., Wahba al-Zuhailī, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.1, p.75. サーウについては 280) 参照。
- 303 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.168.
- 304 cf., *ibid.*, pp.168-169.
- 305 cf., *ibid.*, p.169, al=Shāfi‘ī al=Şagħir, *op.cit.*, vol.3, p.194.
- 306 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.126-127.
- 307 クルアーンの啓示が下された夜。その夜の祈願には特別の功徳があるとされる。
- 308 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.178.
- 309 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.129, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.179.
- 310 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.130. 但し「故意の」の限定はない。
- 311 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.129, al=Shāfi‘ī al=Şagħir, *op.cit.*,

vol.3, p.224.

312 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.129, al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.225.

313 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.109. ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik は月経は参籠を無効としないとしている。cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.179.

314 cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.109.

315 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.130, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.179.

316 cf., *ibid.*, p.180.

317 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.131-132, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.181-182.

318 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.250

319 cf., al=Nawawī, al=Majmū‘, n.p., n.d., vol.7, p.110.

320 al=Muqaddima al=Hadramīya, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik, al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhab al=Imām al=Shāfi‘ī によると巡礼の構成要件は（1）ニーヤとイフラーム、（2）周回礼、（3）走歩礼、（4）アラファ逗留、（5）剃髪、の5つであり、小巡礼の構成要件は（4）アラファ逗留を除いたものである。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.133, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, *op.cit.*, vol.2., pp.139-142, 144.

「構成要件の大半をこの順序で行うこと」については、Nihāya al=Muhtāj が al=Minhāj の挙げる5条件（内容は上記と同じ）に加えて第6の条件としており、al=Fiqh al=Manhajī ‘alā Madhab al=Imām al=Shāfi‘ī も構成要件には数えていないものの、構成要件の大半を順に行わなければならないとしている。cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.321, Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraiḥī, *op.cit.*, vol.2., p.143.

321 al=Muqaddima al=Hadramīya, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik は周回礼の義務を（1）秘所を隠すこと、（2）清浄、（3）聖モスク内で周回すること、（4）7回まわること、（5）黒石から回り始めること、（6）カアバ神殿を左回りにまわること、（7）全身がカアバ神殿の外にあること、の7つとしている。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.135, Shihāb al=Dīn al=Misrī,

*op.cit.*, pp.198-199.

- 322 「アル＝シャーザルワーン」とはカアバ神殿のイエメン角と西角の間の低い壁。  
「イスマーイールの壁」とはカアバの北側の低い壁。かつては両側に入り口があつたが、今日では一方が閉鎖されている。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.135, Wahba al=Zuhailī, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu, vol.3., pp. 158-159.
- 323 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.283, Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.135.
- 324 cf., *ibid.*, pp.135-136.
- 325 cf., *ibid.*, p.136.
- 326 cf., *ibid.*, p.137, al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.286.
- 327 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.286.
- 328 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.136, al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.287.
- 329 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, pp.285-286.
- 330 al=Muqaddima al=Hadramīya, ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik によると走歩礼の義務は（1）最初はアル＝サファーから始めること、（2）第二回目がアル＝マルワ（から）であること、（3）7回で行うこと、（4）『（巡礼の）構成要件の周回礼』か『来訪の周回礼』の後であること、の4つである。cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.136, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.201. 但し ‘Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik は、（4）『（巡礼の）構成要件の周回礼』か『来訪の周回礼』の後であること」に「途中にアラファでの逗留を挟まないこと」を条件として加えている。cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.201.
- 331 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.137, al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.294. 但し「理由がない限り」の限定はない。
- 332 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.201.
- 333 cf., *ibid.*, p.201.
- 334 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.137.
- 335 cf., al=Nawawī, Rauda al=Tālbīn wa ‘Umda al=Muftīn, vol.3, p.90.
- 336 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.137, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.204. 但し「崇拜可能な状態で」は「判断力のある状態で（‘āqil）」となっている。「崇拜可能な状態で」の表現は cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*,

vol.3, p.298.

337 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.137. 昼の一部と夜の一部をアラファで過ごすことが義務であるとの説もあるが少数説である。cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.299.

338 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214.

339 cf., *ibid.*, p.214.

340 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.142, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.184. 巡礼の形式には（1）巡礼のためにイフラームを行い巡礼を済ませて潔斎を解き、改めて小巡礼のためにイフラームを行うイフラード（単独）形式、（2）巡礼の3ヶ月（シャウワール、ズー・アル=カアダ、ズー・アル=ヒッジャ）の間に先ず小巡礼を行い（一旦潔斎を解いた後で）その年内にマッカから巡礼を行うタマツツウ（享楽）、（3）巡礼と小巡礼の両方のためのイフラームによって巡礼のみを行うか、巡礼の3ヶ月の間に小巡礼のイフラームをし、周回礼を始まる前に巡礼と接合するキラーン（結合）方式の3方式がある。cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.183-184.

341 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.8, pp.228-230.

342 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.142, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.185.

343 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.370.

344 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.145, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214.

345 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.143-144, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, pp.189-192. 但し、al=Muqaddima al=Hadramīya には「二種の解除の間での交接の前戲、性交の禁止」、「Umda al=Sālik wa ‘Udda al=Nāsik には「女性の手袋の着用禁止」の記述はない。これらについては cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, pp.333, 340.

346 （巡礼の潔斎状態）の解除には第一解除（小解除）と最終解除（大解除）がある。犠牲祭の（前）夜半にムズダリファの外泊を終えミナーに向った後、（1）ジャマラ・アル=アカバでの投石、（2）剃髪、（3）周回礼のいずれか2つの儀を果した時点で第1解除が成立し、3つの儀全てを完遂した時点で最終解除が完了する。cf., Muṣṭafā al=Khin, ‘Alī al=Shuraihī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.153.

347 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, p.143, Shihāb al=Dīn al=Misrī,

*op.cit.*, p.192.

348 「バダナ」とは犠牲としてマッカで屠られる駱駝、牛を指す。cf., Sa‘dī, Abū Jaib, *al=Qāmūs al=Fiqhī*, Beirut, 1982, p.33. ここでは駱駝を意味する。

349 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.143-144, Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.193.

350 cf., al=Shāfi‘ī al=Saghīr, *op.cit.*, vol.3, p.359.

351 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.193.

352 cf., Bā Fadl al=Hadramī, *op.cit.*, pp.144-145.

353 シャーフィー派の法学書の章立では、「参詣」には通常、独立の章は割り当てられていない。

354 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.172.

355 cf., *ibid.*, vol.2, p.173.

356 cf., *ibid.*, vol.2, p.173.

357 「庭」とは「説教台(minbar)」と「(預言者の)家」の間の場所を指す。cf., *ibid.*, vol.2, p.173.

358 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.215, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.172.

359 キブラとは逆の方向になる。cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.215, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.173.

360 cf., *ibid.*, vol.2, p.173.

361 cf., *ibid.*, vol.2, p.173.

362 cf., *ibid.*, vol.2, p.173.

363 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.215, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.173.

364 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214.

365 cf., *ibid.*, p.214, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.174.

366 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214.

367 cf., *ibid.*, p.214, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.174.

368 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī

- al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.174.
- 369 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214.
- 370 cf., Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.174.
- 371 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214, Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.174.
- 372 cf., Muṣṭafā al=Khīn, ‘Alī al=Shuraiḥī, Muṣṭafā al=Bughā, *op.cit.*, vol.2, p.174.
- 373 cf., *ibid.*, vol.2, p.174.
- 374 cf., al=Shāfi‘ī al=Ṣaghīr, *op.cit.*, vol.3, p.357. クバーラのモスクはイスラーム史上最初に建設されたモスク。
- 375 cf., Shihāb al=Dīn al=Misrī, *op.cit.*, p.214,
- 376 cf., *ibid.*, p.214
- 377 ナクシュバンディーヤ教団は、全てのスーフィー教団の目的が究極的にはアッラーフへの眞の認識に収斂すると考える。cf., Amīn al=Shaikh ‘Alā’ al=Dīn al=Naqshbandī (Trns., Dr.Muhammad Sharīf Aḥmad), *Mā huwa al-Taṣawwuf wa Mā hiya al-Tarīqa al-Naqshbandīya*, Baghdad, 1988, pp.194-195.
- 378 しかし同時に当然のことながらナクシュバンディーヤ教団が最も優れた教団であることも再確認される。cf., Muḥammad Aḥmad Darnīqā, *al-Tarīqa al-Naqshbandīya wa A'lām-hā*, Paris, n.d., p.22.  
またナクシュバンディーヤはスーフィズムの中の逸脱傾向を批判する改革主義の教団としても知られている。  
「それ（ナクシュバンディーヤ）は、以非スーフィーの無知な輩ども（jahla al=mutaṣauwif）の腐敗を免れているのである」*ibid.*, p.22. 「スーフィーの無知な輩どもの腐敗を免れた高貴な教団、これこそナクシュバンディーヤ教団なのである」Amīn al=Shaikh ‘Alā’ al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.196.
- 379 ナクシュバンディーヤは（1）教友の正統な後継者であること、（2）本来の教友の道に一切の付加、削除を行わないこと、（3）シャリーアとスンナの厳密な遵守の3点を強調する。cf., *ibid.*, p.195, Muḥammad Aḥmad Darnīqā, *op.cit.*, p.22.
- 380 ナクシュバンディーヤは、社会生活の中でのアッラーフの恒常的想起を重視する。これをナクシュバニーヤでは「市井での隠遁（al=khalwa fī al=jilwa,

khalwa dar anjman)」と呼び、ナクシュバニーヤの11の原則の一つに数える。cf., Amīn al-Shaikh ‘Alā’ al-Dīn al-Naqshbandī, *op.cit.*, pp.219-222, Muḥammad Aḥmad Darnīqā, *op.cit.*, p.26.

なおナクシュバニーヤの11の原則とは（1）呼吸における覚醒、（2）足元の凝視、（3）故郷での旅、（4）市井での隠遁、（5）想起、（6）帰還、（7）反省、（8）観照、（9）時間的知覚、（10）数的知覚、（11）心的知覚、である。cf., Amīn al-Shaikh ‘Alā’ al-Dīn al-Naqshbandī, *op.cit.*, pp.216-226.

381 以下引用。

ナクシュバニーヤ教団員には、目的の頂上に達する3つの道がある。それは（1）不断のズィクリ、（2）反省、（3）導師への服従である。*ibid.*, p.196.

382 cf., *ibid.*, pp.203-204, Muḥammad Aḥmad Darnīqā, *op.cit.*, p.44.

383 以下引用。

ナクシュバニーヤのズィクリが心による無声の（khafī）ズィクリであることはよく知られている。Amīn al-Shaikh ‘Alā’ al-Dīn al-Naqshbandī, *op.cit.*, p.196.

ナクシュバニーヤは、「心のズィクリ」を「舌のズィクリ」の上におくが、「舌のズィクリ」を全く否定している訳ではなく、特に初心者には「舌のズィクリ」の効用も認めている。cf., Muḥammad Aḥmad Darnīqā, *op.cit.*, pp.33-35.

384 「本体の名」によるズィクリとは、アッラーフ及びその美名のみを唱えるズィクリであり、「否定と肯定」によるズィクリとは、「アッラーフの他に神はなし」の句を唱えるズィクリである。cf., Amīn al-Shaikh ‘Alā’ al-Dīn al-Naqshbandī, *op.cit.*, p.196.

「アッラーフの他に神はなし」の句が「否定と肯定」と呼ばれるのは、これがアラビア語では「ラー イラーフ（神はない）」との否定文と「イッラー アッラーフ（しかしアッラーフは存在する）」との肯定文の結合した重文だからである。

385 注128参照。ここで言う（礼拝を）自肅すべき時間とは礼拝禁止時間を指すと思われる。cf., Wahba al-Zuhailī, *al-Fiqh al-Islāmī wa Adilla-hu*, vol.1, pp.519-532.

386 注155参照。

宗教学を初めて学ぶ者の悦び

387 ズィクル開始の作法としては *Mā huwa al=Taṣauwuf wa Mā hiya al=Tariqa al=Naqshbandīya* は、(1) ウドゥー(洗浄)を行うこと、(2) 静かで清浄な場所を選ぶこと、(3) キブラ(カアバ聖殿の方向)に向くこと、*al=Taṣauwuf wa A'lām-hā* は(1) 両膝を地につけて座ること、(2) ウドゥーを行うこと、(3) キブラに向くこと、(4) 自分が罪深く善行を行わず怠慢であったとの自覚、(5) 両目を閉じること、(6) 数珠を持った右手を左胸の下の心臓の上におくこと、などを挙げている。cf., *ibid.*, p.196, Muhammad Ahmad Darnīqa, *op.cit.*, pp.37-38.

388 cf., *ibid.*, p.37.

389 cf., *ibid.*, p.37. 但し *al=Tariqa al=Naqshbandīya wa A'lām-hā* では クルアーン第113章、第114章各1回の読唱が加わる。

390 cf., *ibid.*, p.38. *al=Tariqa al=Naqshbandīya wa A'lām-hā* では「諸スルーフィー教団の師」たちの表現がない代りに、「(ナクシュバンディーヤ教団の)弟子たちと全てのムスリムたちに贈る」となっている。

391 cf., *ibid.*, p.37.

392 ナクシュバンディーヤは導師の想起を「連結(*rābiṭa*)」と呼び、「連結」による導師への消滅(*fana'*)を神智の目標の達成への最大の要因と考える。

ナクシュバンディーヤはクルアーンとスンナの遵守の後には、「連結」こそ「達成(*wusūl*)」への最大の要因(sabab)であると考える。 …… 中略 ……

それ(「連結」)とはナクシュバンディーヤの法統の師たちの招魂(*istihdār rūḥāniyya*)を意味する。 …… 中略 ……

アブド・アル=ガニー・アル=ナーブルスィー・アル=ナクシュバンディー(d.1731)は言う。

「弟子は自分の導師の最も完全な状態にある姿を思い浮かべることによって、賜物(madad)を得る。というのは彼の導師こそ至高なるアッラーフの臨在(hadra)、拝謁の道(wasila)への門だからである。」

その方法は、弟子がその両目を閉じ、大いなる崇敬(*ta'zīm*)と愛情をもって自分の導師の姿を想像することであり、弟子は彼(導師)への師事から功徳を得る(yastafīdu)のと同じように、その姿からも功徳を得る(ことができる)。*ibid.*, p.28.

393 cf., *ibid.*, p.38, Amīn al=Shaikh 'Alā' al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.201.

394 以下引用。

まず弟子は舌が動かないように舌を上口蓋につける。*ibid.*, p.197.

両目を瞑って口を閉じ、数珠を持った右手を左胸の下の心（臓）の上に当てる。

Muhammad Ahmad Darnīqa, *op.cit.*, pp.37-38.

395 以下引用。

「アッラーフ」と言う文字の形ではなく、アッラーフの偉大さを熟考する。「彼に等しいものは何もない」（クルアーン 4章11節）

そしてアッラーフがあらゆる完成の属性によって形容され、あらゆる欠陥を免れていることを信じる。Amīn al=Shaikh ‘Alā’ al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.197.

396 cf., *ibid.*, p.197, Muhammad Ahmad Darnīqa, *op.cit.*, p.38.

397 以下引用。

スーアイズムにおいては「心（臓）（qalb）」とは松笠型の肉塊ではなく、「精妙な物体（jauhar latīf）」である。Amīn al=Shaikh ‘Alā’ al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.165.

ナクシャバンディーヤの靈魂論では「玄奥（akhfā）」の座は臍の下、「玄（khafī）」の座は右胸上部、「靈（rūh）」の座は右胸下部（thady），「魂（nafs）」の座は脳，「秘（surr）」の座は左胸上部，「心（qalb）」の座は左胸下部とされる。cf., *ibid.*, pp.164-171, 199-200.

これらの精妙体（latīfa）は、ズィクルによって光輝くランプに変わる。……中略……「心」の精妙体はアーダム（アダム）の足下にあり、その光の色は黄である。

「靈」の精妙体は二人の預言者ヌーフ（ノア），イブラーヒーム（アブラハム）の足下にあり、その光の色は赤である。

「秘」の精妙体はムーサー（モーゼ）の足下にあり、その光の色は白である。

「玄」の精妙体はイーサー（イエス）の足下にあり、その光の色は黒である。

……中略……

「玄奥」の精妙体は我らが長ムハンマドの足下にあり、その光の色は緑である。

……中略……但し「魂」は現象界（‘ālam al=khalq）に属し、色は無い。*ibid.*,

pp.198-199.

想像の舌で、「ラー（ない）」の語を念じ、それを下腹から額にまで引き上げる。別の表現をするなら、「ラー」の語を「玄奥」の精妙体の最下部から、「玄奥」の精妙体の上を通って額にある「魂」の精妙体にまで引き上げる。次いで「イラーフ（神）」の語を額から、「靈」の精妙体と「玄」の精妙体に隣接する右胸下部に引き下げ、そこから「イッラー（以外に）」の語を「秘」の精妙体の座である左胸上部に戻し、その後想像の中で、莊嚴なる「アッラーフ」の語によって、溜めた息息をもって「心」の最奥部（*suwaidā'*）を打つ。その結果その効果と熱が全身に現れ、その熱によって身体内の全ての腐敗した部位を焼き尽くし健全な部位が（アッラーフの）莊嚴な光によって照らされるに至る（までズィクルを行う）。*ibid.*, p.199, cf., Muhammad Ahmad Darnīqa, *op.cit.*, p.38.

398 「真理（*haqq*）」とはアッラーフの美名の一つである。

399 以下引用。

「アッラーフの他に神はなし」（のズィクル）を「想像の舌」によって1回か3回、あるいはそれ以上の（奇数）回数を既述の形式で成し遂げた後、息を継ぎながら、「ムハンマドはアッラーフの使徒である」と唱える。Amin al-Shaikh 'Alā' al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.199.

400 以下引用。

ナクシュバンディーヤは回数を非常に重視する。彼らは過不足のないように気を遣うが、それはズィクルにおける回数が鍵の歯のようなものだからである。鍵の歯の数に過不足があれば鍵は動かない。Muhammad Ahmad Darnīqa, *op.cit.*, p.39.

「もし21回に達しても精神的効果が現れなければ、それはその諸条件（の充足）に欠けるところのあった明白な印なのであり、自分にバラカ（恩寵）が生じたか否かを知るために、回数を反省しなくてはならない。そして21回（のズィクル）によってバラカが生じなければ、彼（弟子）は自分の行為の隠れた欠陥を探さなくてはならない。」Amin al-Shaikh 'Alā' al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.225.

401 cf., Muhammad Ahmad Darnīqa, *op.cit.*, p.30.

402 cf., *ibid.*, p.30.

403 「関心（humam）を至高なるアッラーフに向けて（fi al=tawajjuh）集中し、

他を顧みずそれに専念すること」cf., 'Abd al-Mun'im al-Hifnī, *op.cit.*, p.67.

404 「これによって主の光が彼（行者）の心に現れ、観照（mushāhada）が達成される」Amin al-Shaikh 'Alā' al-Dīn al-Naqshbandī, *op.cit.*, p.203.

405 以下引用。

ナクシュバンディーヤはその教団員の弟子が身に付けるべき作法を以下のように纏めている。

「我が子よ。学問と作法を修め、至高なるアッラーフの前に身を慎みなさい（taqwā）。正道の先達（al-salaf al-sālih）の足跡を辿り、スンナと（信徒の）連帶（jamā'a）を遵守し、イスラーム法学、ハディース、クルアーン注釈を学び、無知なスーアーたちから遠ざかり、集団礼拝を遵守せよ。名声には気をつけよ。それは破滅である。その他大勢（nās）の一人であれ。裁判や法判断（fatwā）のようにたとえ賞賛されるものであっても、官職（mansab）には近付くな。保証人にも後見人にもなるな。王侯とその子弟、美童、女性、異端の徒（mubtadi'），大衆とは交わるな。また音楽は僅かしか聞いてはならない。なぜなら過度の（音楽）鑑賞（samā')は偽善を生み、心を殺すからである。会話、食べ物、眠りを減らせ。ライオンから逃げるように人々から逃避せよ。隠遁と合法的な食物に固執し、必要不可欠な場合を除き疑わしいものを避けよ。さもなければおまえには現世を求める気持が勝り、おまえの宗教（生活）も信仰も失われてしまうかもしれないから。また多く笑うな。多くの笑いは心を殺すからである。また誰も見下してはならない。また外面を飾るな。外面の装飾は、内面（精神）の破産（iflās）の印だからである。また人々と議論せず、誰にも何も求めず、おまえへの奉仕を誰にも命ずることなけれ。富と名誉と身体を捧げて導師たちに仕え、彼らの行いを非難するな、彼らを非難する者は救われないからである。現世とその人々に欺かれるな。おまえの心は悲しみ、身体は病み、目は涙し、行いは無私、祈願は謙遜、衣服は継當、道連れは貧困、携行品はイスラーム法、住いはモスク、慰めは至高なる真理（アッラーフ）であることこそ望ましい。」Muhammad Ahmad Darnīqa, *op.cit.*, p.51.

406 cf., *ibid.*, p.48.

407 cf., *ibid.*, p.49.

408 cf., *ibid.*, p.48.

409 cf., *ibid.*, p.49.

410 cf., *ibid.*, p.49.

411 cf., *ibid.*, p.49.

412 cf., *ibid.*, p.49.

413 cf., *ibid.*, p.50.

414 cf., *ibid.*, p.50.

415 弟子の中にもレベルに応じて、導師に代って弟子の教導を行う「代理 (khalīfa)」のヒエラルキーが存在する。*Mā huwa al=Taṣauwuf wa Mā hiya al=Tarīqa al=Naqshbandīya* によると「代理」は（1）導師に代わってナクシュバンディーヤ教団の作法、シャリーアの諸規定などを初学者に講じる「初級 (bidā'ī)」、（2）導師の許しのもとに、導師の靈気 (rūḥānīya) を帯びて、導師に代わり自分の心をもって弟子の心に向かうことによって弟子の心を光で満たす教導を行う「中級 (mutawassit)」、（3）導師の生前に限るが、導師に代わって遠隔の弟子の心をも光で満たす教導を行うことのできる「控え (i'dādi)」、（4）「消滅」と「存続」の境地に達し、導師の死後も自由に教導を行いうる「尊者 (muhtaram)」の4階級に分れる。cf., Amīn al=Shaikh 'Alā' al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.182.

416 cf., Muḥammad Aḥmad Darnīqa, *op.cit.*, p.50.

417 「ハージャカーン」とはペルシャ語で「名士たち」を意味する。

418 以下引用。

ナクシュバンディーヤの師たちは、この（ハージャカーン）の「封印」を他の祈禱集 (wird) より重んじ、これを怠る者は全て、（ナクシュバンディーヤ）教団を軽んじ、宗教（イスラーム）を軽んずる者であるとみなす。なぜならこの「封印」はアッラーフからの僕らに対する最大の恩寵だからである。Muḥammad Aḥmad Darnīqa, *op.cit.*, p.41.

419 c.f., *ibid.*, p.37.

420 この祈願文も伝承者によって若干の違いが見られる。例えば *al=Tarīqa al=Naqshbandīya wa A'lām-hā* では「心と目を変化させる御方」と「迷える者の導き」の間に「夜と昼の創造者」が挿入され、また *Kitāb al=Naqshbandīya fī al=Ṣalā wa al=Ad'iya wa al=Adhkār* では「我を救い給え。ああ主よ、私は汝に拠り頼み」に代って「ああ永生者 (haiy), 恒存者 (qaiyūm), 尊厳と栄光の主よ」が入っているなど、大綱においては同一性を保っているが、細かい部分では少なからぬ相違が存在する。cf., Muḥammad Aḥmad Darnīqa, *op.cit.*, p.39, Nāṣim al=Qubrṣī al=Haqqānī, *Kitāb al=Naqshbandīya fī al=*

*Salā wa al=Ad'iya wa al=Adhkār, n.p., n.d., p.56.*

- 421 ナクシュバンディーヤには、(1) 初代カリフ・アブーバkulから伝わる法統と、第4代カリフ・アリー (d.661) から(2) フサイン (d.680) を通じて伝わる法統、(3) ハサン・アル=バスリー (d.728) を介して伝わる法統、の3つの法統があるが、(2)と(3)はマウルーフ・アル=カルヒー (d.815) によって統合され、(2)(3)を統合したマウルーフ・アル=カルヒーの法統と(1)の法統とはアブー・アリー・アル=ファールマディー (d.1084/5) によって統合される。cf., Amīn al=Shaikh 'Alā' al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, pp.229-231, Muḥammad Amīn ak=Kurdī, *Khulāṣa Kitāb al=Mawāhib al=Sarmadīya fī Manāqib al=Sāda al=Naqshbandīya*, pp.7-9.

アブー・バkulから伝わる法統は、現象界での接触なくして靈体のみによる教導を受けた者、いわゆるウワイシイーを多く含むことから、ナクシュバンディーヤ教団はアブー・バkulから伝わる法統を最も尊ぶ。cf., *ibid.*, pp.8-9.

ナクシュバンディーヤ教団は、アブー・バkul（アル=スィッディーク）から（タイフル）アル=ビスターーミー (d.874) の時代までは「スィッディーキーヤ」、アル=ビスターーミーからアル=グジュダワーニー (d.1220) の時代までは「タイフーリーヤ」、アル=グジュダワーニーからシャー・ナクシュバンド (d.1390) の時代まではアル=グジュダワーニーの編んだ「ハワージャカーンの封印」に因んで「ハワージャカーニーヤ」と呼ばれ、シャー・ナクシュバンド以降、「ナクシュバンディーヤ」と呼ばれるようになった。cf., Muhammad Aḥmad Darnīqa, *op.cit.*, p.11, Amīn al=Shaikh 'Alā' al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, pp.233-234.

ナクシュバンディーヤはナクシュバンド以降も、ウバイド・アッラーフ・アル=アフラールやアル=イマーム・アル=ラッバーニー・アル=ムジャッディド（アフマド・アル=スィルヒンディー）、ハーリド・アル=ナクシャバンディーらこの（教団の）著名人の名を冠して、「アフラーリーヤ」、「ムジャッディディーヤ」、「ハーリディーヤ」などとも呼ばれてきた。しかし彼らの一人として、あのアル=イマーム・アル=ラッバーニーでさえ「ナクシュバンド」の名を消し去ることはできなかつたのであり、「ナクシュバンディーヤ」がこの（教団の）固有名であり続けており、彼らの中には、彼（名祖ナクシュバンド）の達した境地以上の境地に達したと主張する者は誰一人いないのである。Amīn al=Shaikh 'Alā' al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, p.234.

アル=クルディーは預言者ムハンマドから数えて33代尊師となる。彼の法統は

以下の通りである。

- (1). Muḥammad (d.632),
- (2). Abū Bakr (d.634),
- (3). Salmān al-Fārsī (d.652-4),
- (4). Qāsim bn Muḥammad bn Abū Bakr (d.719/20),
- (5). Ja‘far al-Ṣādiq (d.765),
- (6). Bāyazīd al-Bistāmī (d.874),
- (7). Abū al-Ḥasan al-Kharāqānī (d.1034),
- (8). Abū ‘Alī al-Fārmadī (d.1084/5),
- (9). Yūsuf al-Hamadānī (1140),
- (10). ‘Abd al-Khāliq al-Ghujdawānī (d.1220),
- (11). ‘Ārif al-Rayūkīrī (d.1251/2),
- (12). Maḥmūd al-Anjir Faghnawī (d.1286/7),
- (13). ‘Alī al-Rāmitīnī (d.1321/2),
- (14). Muḥammad Bābā al-Sammāsī (d.1354),
- (15). Amīr Kullāl (d.1370/1),
- (16). Muḥammad Bahā’ al-Dīn al-Shā Naqshband (d.1390),
- (17). Muḥammad ‘Alā’ al-Dīn al-‘Atṭār (d.1399/1400),
- (18). Ya‘qūb al-Jarkhī (d.1447/8),
- (19). Nāṣir al-Dīn ‘Ubaid Allāh al-Aḥrār (d.1490),
- (20). Muḥammad al-Zāhid (d.1529/30),
- (21). al-Darwīsh Muḥammad (d.1568/9),
- (22). Muḥammad al-Khawājakī al-Amkanakī (d.1599-1602),
- (23). Muḥammad al-Bāqī (d.1605/6),
- (24). al-Imām al-Rabbānī Aḥmad al-Fārūqī al-Sirhindī al-Mujaddid (d.1624),
- (25). Muḥammad al-Ma’sūm (d.1668/9),
- (26). Muḥammad Saif al-Dīn (d.1683/4),
- (27). Nūr Muḥammad al-Badrānī (d.1722/3),
- (28). Shams al-Dīn Ḥabīb Allāh Jān Jānān al-Mazhar (d.1780/1),
- (29). Shāh Waliy Allāh ‘Abd Allāh al-Dahlawī (d.1762),
- (30). Ḏiyā’ al-Dīn Khālid al-Baghdādī (d.1827),
- (31). ‘Uthmān Sirāj al-Dīn (d.1866/7),

(32). ‘Umar Diyā’ al=Dīn (d.1890/1),

(33). Muḥammad Amin ak=Kurdī (d.1914). cf., Muḥammad Amin ak=Kurdī, *Khulāṣa Kitāb al=Mawāhib al=Sarmadīya fī Manāqib al=Sāda al=Naqshbandīya*. (なおアル=クルディーの法統を継いだムハンマド・アル=イザーミーは1956年に没している)

但し30代導師 Diyā’ al=Dīn Khālid al=Baghdādīまで法統を同じくする Nāzīm al=Qubrī al=Haqqānīによると、9代 Yūsuf al=Hamadānīと10代 ‘Abd al=Khāliq al=Ghujdawānīの間にはアル=ヒドル（モーゼに遣わされた賢者。クルアーン18章65-82章参照。現在も生存しているとも言われる。）が入る。cf., Shaikh Nazim al-Qubrusi, *Mercy Oceans' Hidden Treasures*, Konya, 1988, p.265.

また *Mā huwa al=Taṣauwuf wa Mā hiya al=Tariqa al=Naqshbandīya* の系譜では、31代 ‘Uthmān Sirāj al=Dīnと32代 ‘Umar Diyā’ al=Dīnの間には Muḥammad Bahā’ al=Dīnが入る（‘Umar Diyā’ al=Dīnは ‘Uthmān Sirāj al=Dīnの実子）。cf., Amin al=Shaikh ‘Alā’ al=Dīn al=Naqshbandī, *op.cit.*, pp.229-231, al=Shaikh ‘Alā’ al=Dīn al=Naqshbandī, *Risāla Tibb al=Qulūb*, n.p., n.d., p.12.

18世紀初めにはナクシュバンディーヤ教団員がエジプトに定住していたことが確認されているが、エジプトにナクシュバンディーヤが広まったのはアズハルの学者でありエジプト女性を妻に娶り完全にエジプト化したアル=クルディーの手によってであったと言われる。cf., Frederick de Jong, "The Naqshbandiyya in Egypt and Syria. Aspect of its History, and Observations Concerning its Present-Day Condition", arc Gaborieau, Alexandre Popovic, Thierry Zarcone (ed), *Naqshbandis*, Istanbul-Paris, 1990, pp.589-597.

なおアル=クルディーの「幽玄界の知悉者との交わりにおける魂の照明 (Tawīr al=Qulūb fī Mu‘āmala ‘Allām al=Ghuyūb)」はナクシュバンディーヤの書籍の中で現在最もよく読まれているテキストである。cf., Hamid Algar, "A Brief History of the Naqshbandī order", Marc Gaborieau, Alexandre Popovic, Thierry Zarcone (ed), *Naqshbandis*, Istanbul-Paris, 1990, p.39.

422 cf., Muḥammad Aḥmad Darnīqa, *op.cit.*, n.d., p.40.

423 cf., *ibid.*, p.38. 但し *al=Tariqa al=Naqshbandīya wa A'lām-hā* ではこの「謙讓」、「畏怖」、「近侍」はいずれも「作法」ではなく「要件」となっている。

424 cf., *ibid.*, p.40.

425 cf., *ibid.*, p.40.

426 cf., *ibid.*, pp.38-40.なお *Kitāb al=Naqshbandīya fī al=Salā wa al=Ad'iya wa al=Adhkār* では預言者への祝福祈願は10回、開胸章の読唱は7回、純正章は11回となっている。cf., Nāzim al=Qubrṣī al=Haqqānī, *Kitāb al=Naqshbandīya fī al=Salā wa al=Ad'iya wa al=Adhkār*, pp.57-58.

427 *Kitāb al=Naqshbandīya fī al=Salā wa al=Ad'iya wa al=Adhkār* では法統の伝承者の違いなどにより祈願句の細部には若干の違いはあるが、大綱は同じである。cf., *ibid.*, p.63.